

令和元年度

岡山県国民健康保険運営協議会
(第2回)

説明資料

令和2年2月20日

岡山県保健福祉部長寿社会課

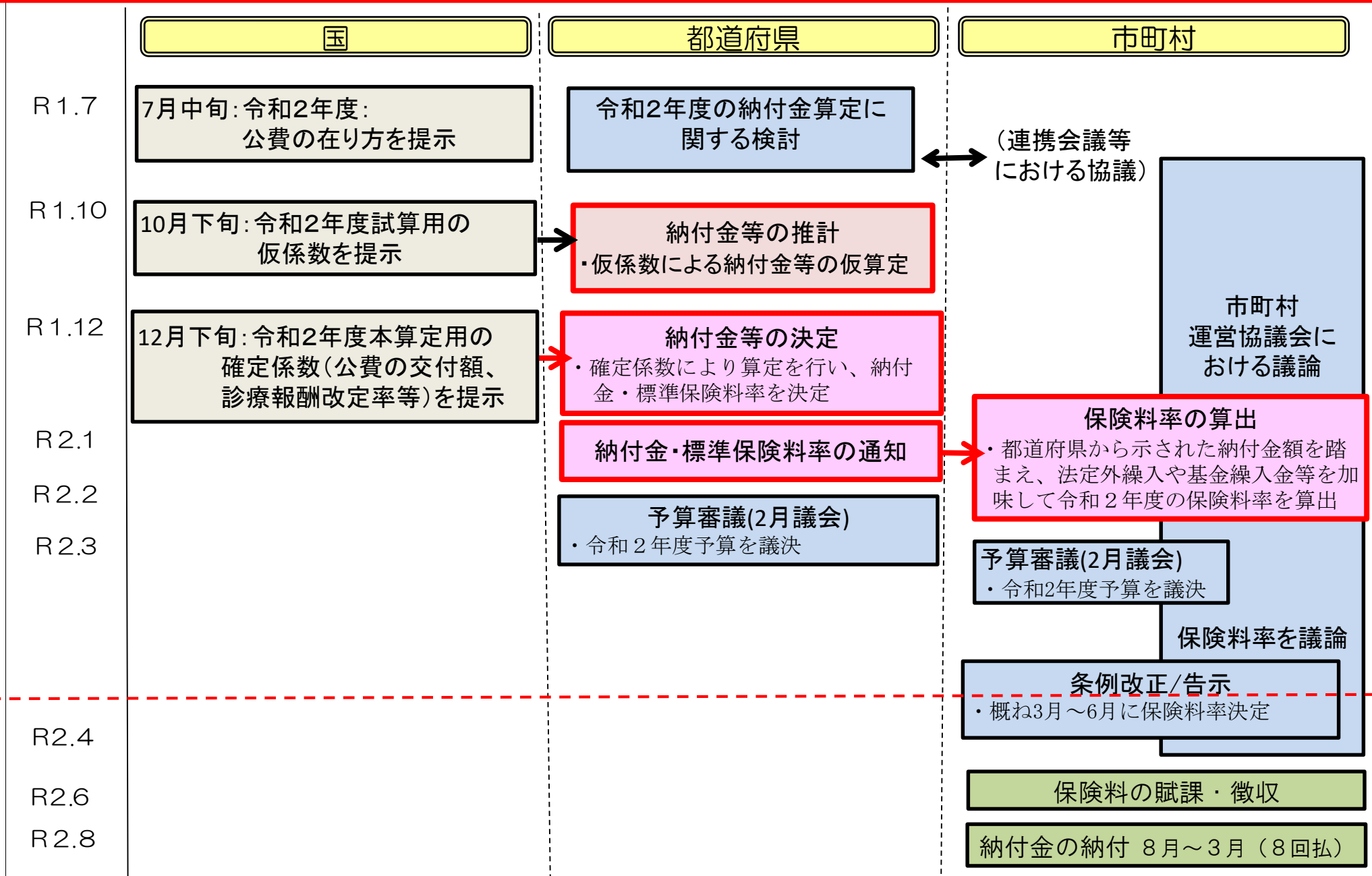
目 次

1	令和2年度国保事業費納付金及び標準保険料率の算定	
	①納付金算定等の流れ	2
	②公費による財政支援の拡充	4
	③納付金等算定の仕組み	8
	④納付金等算定の結果	14
2	令和2年度県国保特別会計予算	27
3	国保ヘルスアップ支援事業	33
4	岡山県国民健康保険運営方針取組状況及び次期運営方針	44
5	令和2年度国保制度運営のスケジュール	60

1 令和2年度国保事業費納付金及び 標準保険料率の算定

①納付金算定等の流れ

令和2年度 納付金算定等の流れ



1 令和2年度国保事業費納付金及び
標準保険料率の算定
②公費による財政支援の拡充

国保制度改革の概要(公費による財政支援の拡充)

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額(約3兆円)の1割を超える規模

※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

<平成27年度から実施>

- 低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充(約1,700億円)

<平成30年度から実施>(毎年約1,700億円)

- 財政調整機能の強化(財政調整交付金の実質的増額)
 - 自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応
(精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者 等)
 - 保険者努力支援制度…医療費の適正化に向けた取組等に対する支援
 - 財政リスクの分散・軽減方策(高額医療費への対応)
- 約800億円
- 約800億円
(令和2年度は912億円)
- 約60億円

◎ 平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成

- ・本体部分の積立額 … 平成27年度200億円 ⇒ 平成28年度600億円 ⇒ 平成29年度1,700億円 ⇒ 平成30年度2,000億円
- ・特例基金部分(保険料の激変緩和に活用)の積立額 … 平成29年度300億円

◎ 保険者努力支援制度について、令和2年度は、上記とは別に新規500億円(事業費200億円、事業費連動300億円)を措置し予防・健康づくりを強力に推進

- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

令和2年度の公費について（拡充分の全体像）

○財政調整機能の強化

（財政調整交付金の実質的増額）

【800億円程度】

＜普調＞【~~400350~~億円程度】

＜暫定措置（都道府県分）＞【~~200250~~億円程度】

※制度施行時の激変緩和に活用

＜特調（都道府県分）＞【100億円程度】

・子どもの被保険者【100億円程度】

＜特調（市町村分）＞【100億円程度】

・精神疾患【70億円程度】、非自発的失業【30億円程度】

○保険者努力支援制度

・医療費の適正化に向けた

取組等に対する支援

【800億円程度】

＜都道府県分＞【500億円程度】

・医療費適正化の取組状況（都道府県平均）【200億円程度】

・医療費水準に着目した評価【150億円程度】

・各都道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況【150億円程度】

＜市町村分＞【412億円程度】

※別途、特調より88億円程度追加

合計
1,000億円の
インセンティブ
制度

※令和2年度の予算総額は平成31年度と同規模を維持する。なお、保険者努力支援制度分については、令和2年度予算に912億円を計上したことにより、特例基金を活用しない。

※特別高額医療費共同事業への国庫補助を拡充し、60億円を確保。

※予防・健康づくりを推進するため増額した保険者努力支援制度の新規分（500億円）については、交付年度の納付金算定では考慮しないため、上記に含んでいない

公費による財政支援の拡充の状況（令和2年度）

		R2年度算定			H31年度算定			納付金及び標準保険料率への反映
		全国ベース	本県配分額		全国ベース	本県配分額		
			全国ベースに占めるシェア	全国ベースに占めるシェア				
合	計	1,772億円	24.5億円	1.4%	1,672億円	22.5億円	1.3%	
	財政調整機能の強化	800億円	10.3億円	1.5%	700億円	10.2億円	1.5%	
	普通調整交付金	400億円	5.6億円	1.4%	350億円	4.9億円	1.4%	納付金算定に反映
	暫定措置	200億円	2.8億円	1.4%	250億円	3.5億円	1.4%	激変緩和措置に活用
	特別調整交付金（都道府県分）	100億円	1.8億円	1.8%	100億円	1.8億円	1.8%	納付金算定に反映
	特別調整交付金（市町村分）	100億円	* 0.1億円	0.1%	* 0億円	0億円	—	一部標準保険料率に反映
	保険者努力支援制度	912億円	13.2億円		912億円	11.3億円		
	都道府県分	500億円	<u>7.4億円</u>	1.5%	500億円	<u>5.1億円</u>	1.0%	納付金算定に反映
	市町村分（その他特調から88億円）	412億円	5.8億円	1.4%	412億円	6.2億円	1.5%	標準保険料率に反映
	特別高額医療費共同事業への国庫補助の拡充	60億円	1.0億円	1.7%	60億円	1.0億円	1.7%	納付金算定に反映
その他	特別調整交付金（追加激変緩和措置）	80億円	1.1億円	1.4%	100億円	1.4億円	1.4%	納付金算定に反映
	保険者努力支援制度（市町村分・特調）	88億円	1.2億円	1.4%	88億円	1.3億円	1.5%	標準保険料率に反映

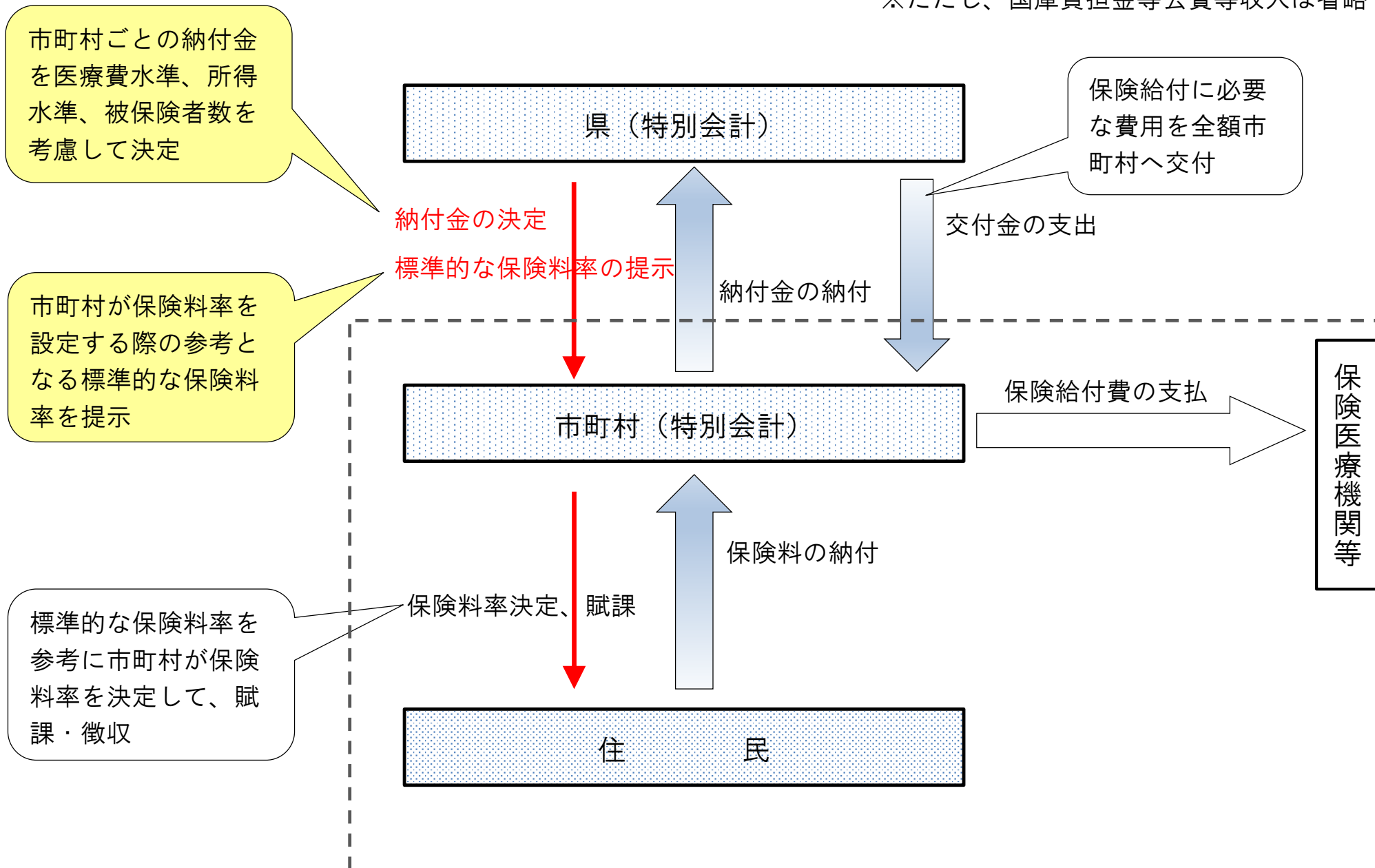
* 令和2年度算定では平成30年度実績を基に交付見込額に反映（平成31年度算定では実績データがなかったため交付見込額に反映されていない）

1 令和2年度国保事業費納付金及び 標準保険料率の算定

③納付金等算定の仕組み

国保財政の仕組み（イメージ）

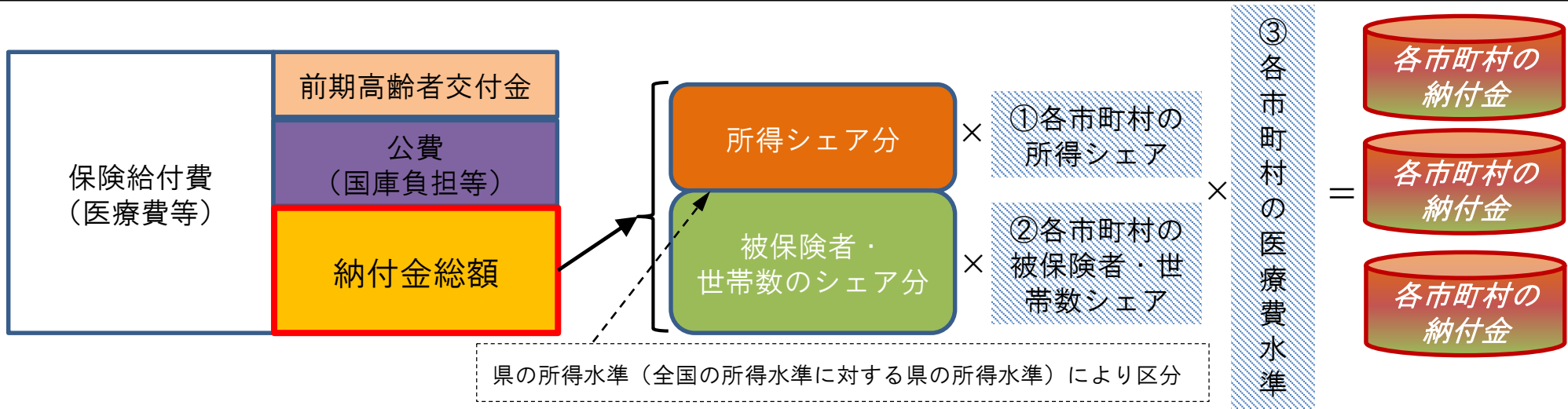
※ただし、国庫負担金等公費等収入は省略



納付金の算定方法（イメージ）

県全体で必要な納付金総額を

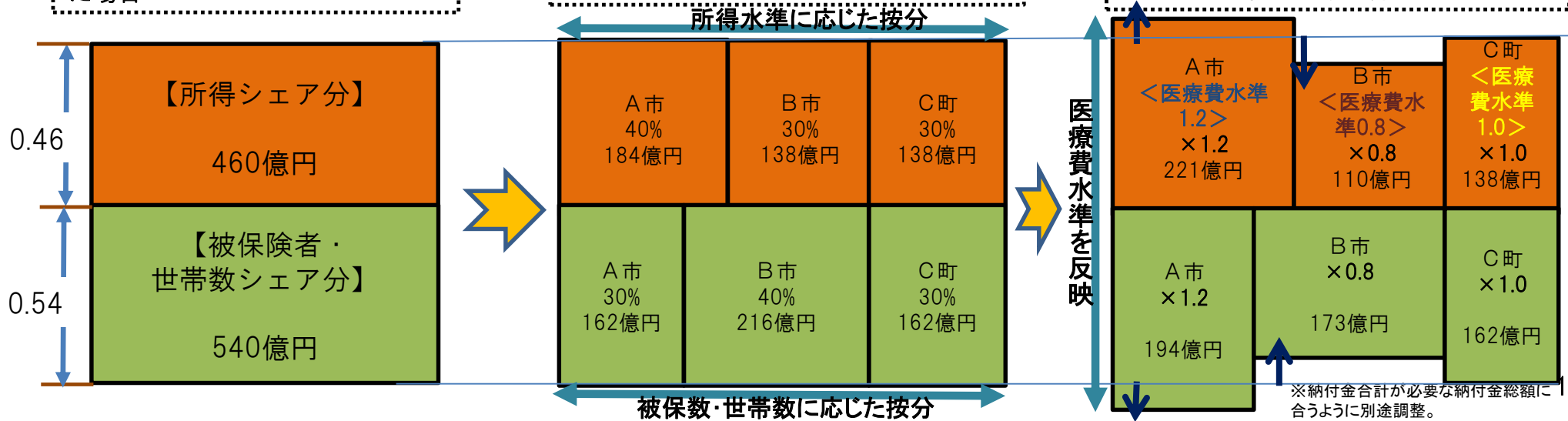
- ①県全体に占める各市町村の所得のシェア、②各市町村の被保険者数・世帯数のシェアで按分した結果に、
③各市町村の医療費水準を反映させることで、各市町村の納付金を算定する。



仮に納付金総額を1,000億円とした場合

①所得シェア、②被保険者数・世帯数シェアで按分する

③各市町村の医療費水準を反映して、それぞれの納付金額を算定する



納付金と標準保険料率の算定基礎となる額のイメージ（医療分）

各市町村の
納付金基礎額

所得水準、医療費水準等を反映し、
市町村ごとに配分した額

各市町村の納付金 ①

17~18ページ

市町村の
個別事情
による減
算額
・高額療
養費負担
金等

市町村の個別事情による
加算額・地方単独事業の減
額調整分等

保険料として集める必要
のある額 ③+④

標準保険料率の算定基礎となる額

各市町村で収入する公費、
その他収入
・保険者努力支援制度
・特定健診等負担金等

②

各市町村の判断で保険料
で集める額
・保健事業
・特定健診等費用等

④

$$\text{③} = \text{①} - \text{②}$$

保険料収納率で割り戻して算定

標準保険料率
(保険料率を設定する際の参考)

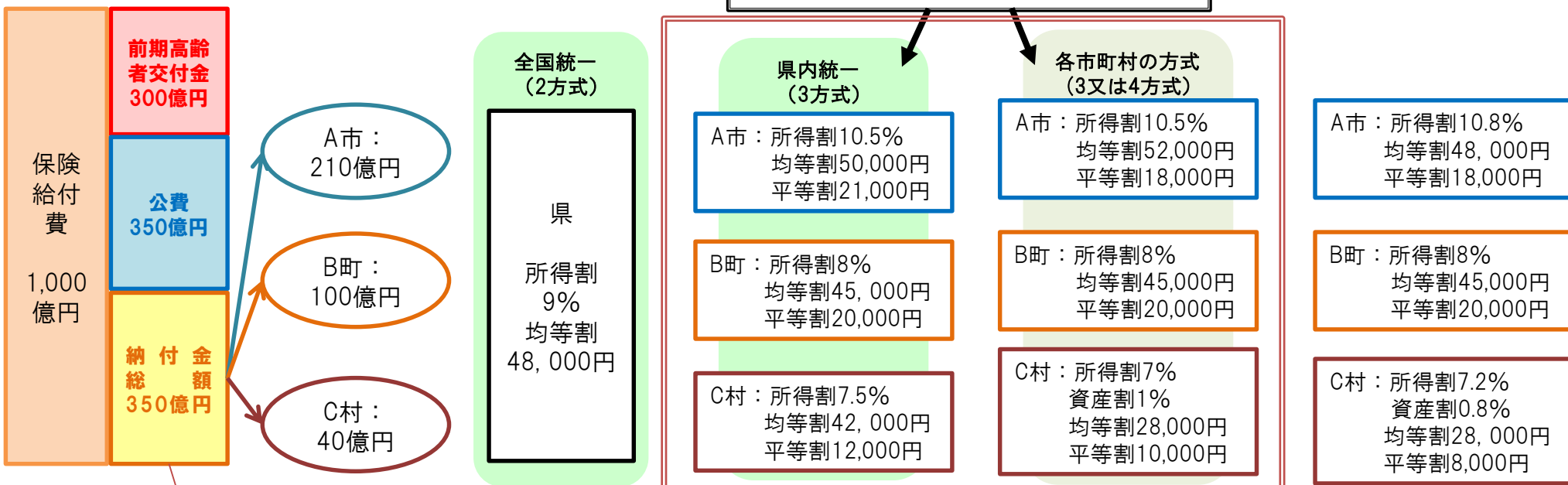
19~22ページ

標準保険料率のイメージ

都道府県

市町村

所得割、資産割、均等割、平等割の配分割合の違いにより料率が異なる。



納付金
 県全体の保険料収納必要額を、各市町村の医療費水準や所得水準に応じて按分し、県で決定したもので、各市町村はこの納付金を県に支払う
 [17、18ページ]

都道府県標準保険料率
 ① 国から指定された算定方式や配分割合により算定した参考料率
 [26ページ]

市町村標準保険料率
 ② 県内全市町村同一の算定方式や配分割合により算定した参考料率
 [19、20ページ]

市町村算定基準による標準的な保険料率
 ③ 各市町村が任意に選択した算定方式や配分割合により算定した参考料率（市町村が現行の保険料率と比較することが可能）
 [21、22ページ]

当該市町村の実際の保険料率
 標準保険料率を参考に、各市町村が決定。独自財源の活用や収納率などによって、②・③の市町村標準保険料率とは異なる

納付金と標準的な保険料率算定のおおまかな流れ（医療分）

※ 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を別々に算定する。

医療分

【 $\alpha = 1$ 、 $\beta =$ 対全国平均（0.85284）、
納付金配分方式 = 3方式、特別高額レセプトを
共同負担する】

1 納付金基礎額の算出

- 県全体の保険給付費から、前期高齢者交付金や普通調整交付金（国費）等の公費を差し引いて納付金算定基礎額を算出する。

※ 納付金の対象は、保険給付費のみ。（出産育児一時金、葬祭費、保健事業等は含めない。）

2 各市町村の納付金の算出

① 所得水準の反映

ア 県全体の納付金算定基礎額を、人数シェアと世帯数シェアに応じて配分する額（応益分）と所得シェアに応じて配分する額（応能分）の2つに分ける。

※ 応益分と応能分の比率は、県の所得水準に応じて決まる。

※ 岡山県における応益分と応能分の比率は、54 : 46

イ 応益分を当該市町村の人数シェアと世帯数シェア（応益シェア）に応じて、応能分を当該市町村の所得シェア（応能シェア）に応じて、各市町村に配分する。

※ 応益分の按分割合は、人数シェア : 世帯数シェア = 70 : 30

医療費水準をどの程度反映させるかについては、原則どおり、年齢調整後の医療費水準の差を全て反映する。（ $\alpha = 1$ ）

② 医療費水準の反映

年齢調整後の医療費指数により、各市町村の配分額を増減させる。

※ α （年齢調整後の医療費指数を納付金に反映させる係数）

③ 調整係数（ γ ）による調整

「①所得水準」及び「②医療費水準」反映後の各市町村の納付金基礎額の総額を県の総額に合わせる。

3 各市町村の標準保険料率の算定基礎となる額

- 市町村ごとの納付金を算出後、市町村ごとの事情を反映した加減算を行い、保険料として集める必要のある額を算出する。 【11ページ図中の③+④】

※ 出産育児一時金、葬祭費、保健事業等の市町村ごとに異なる費用を加算。

※ 保険者支援制度、財政安定化支援事業等の市町村に個別に交付される公費を減算。

4 市町村標準保険料率の算定

- 市町村ごとに収納率（直近3年の平均）で割り戻し、市町村ごとの標準保険料率を算定する。

各市町村は「標準保険料率」を参考に、保険料率を設定する。

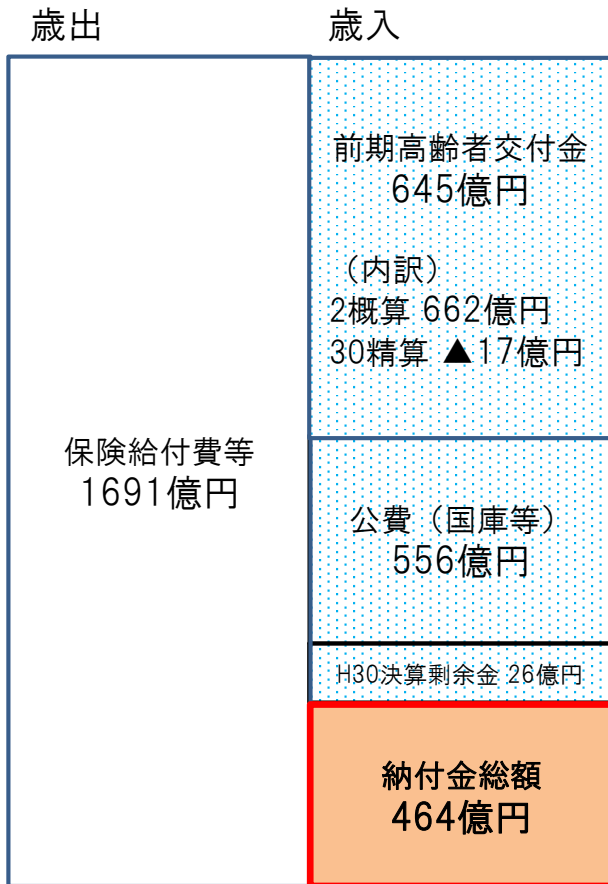
1 令和2年度国保事業費納付金及び 標準保険料率の算定

④納付金等算定の結果

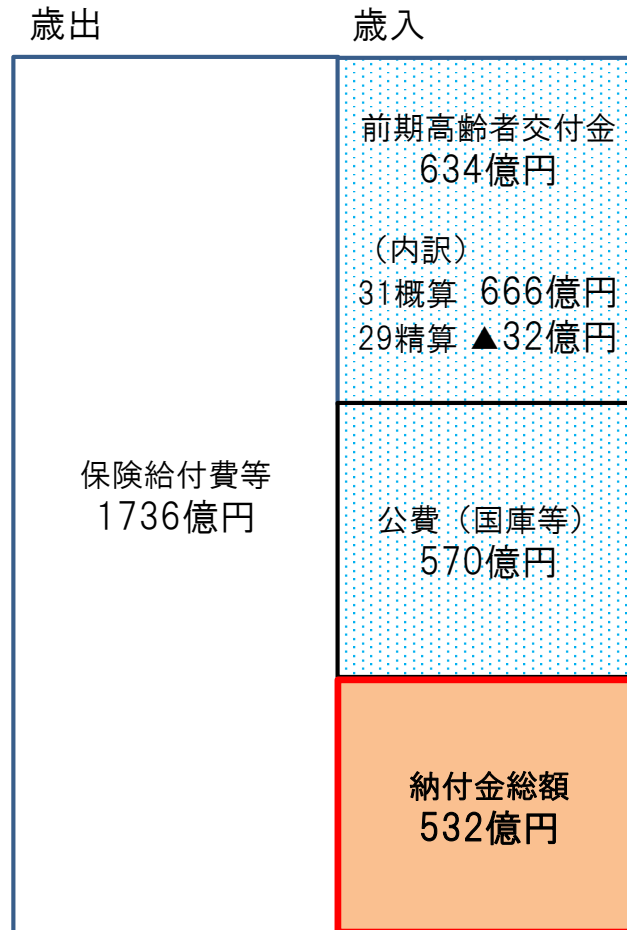
令和2年度納付金総額の状況（過年度との比較(イメージ)）

* 退職除く

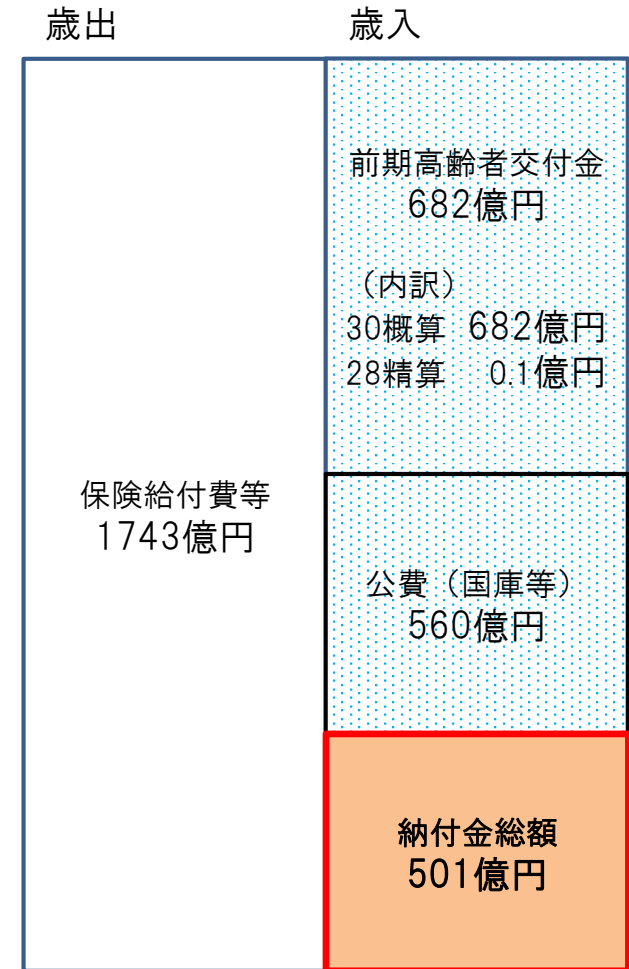
< 令和2年度 >



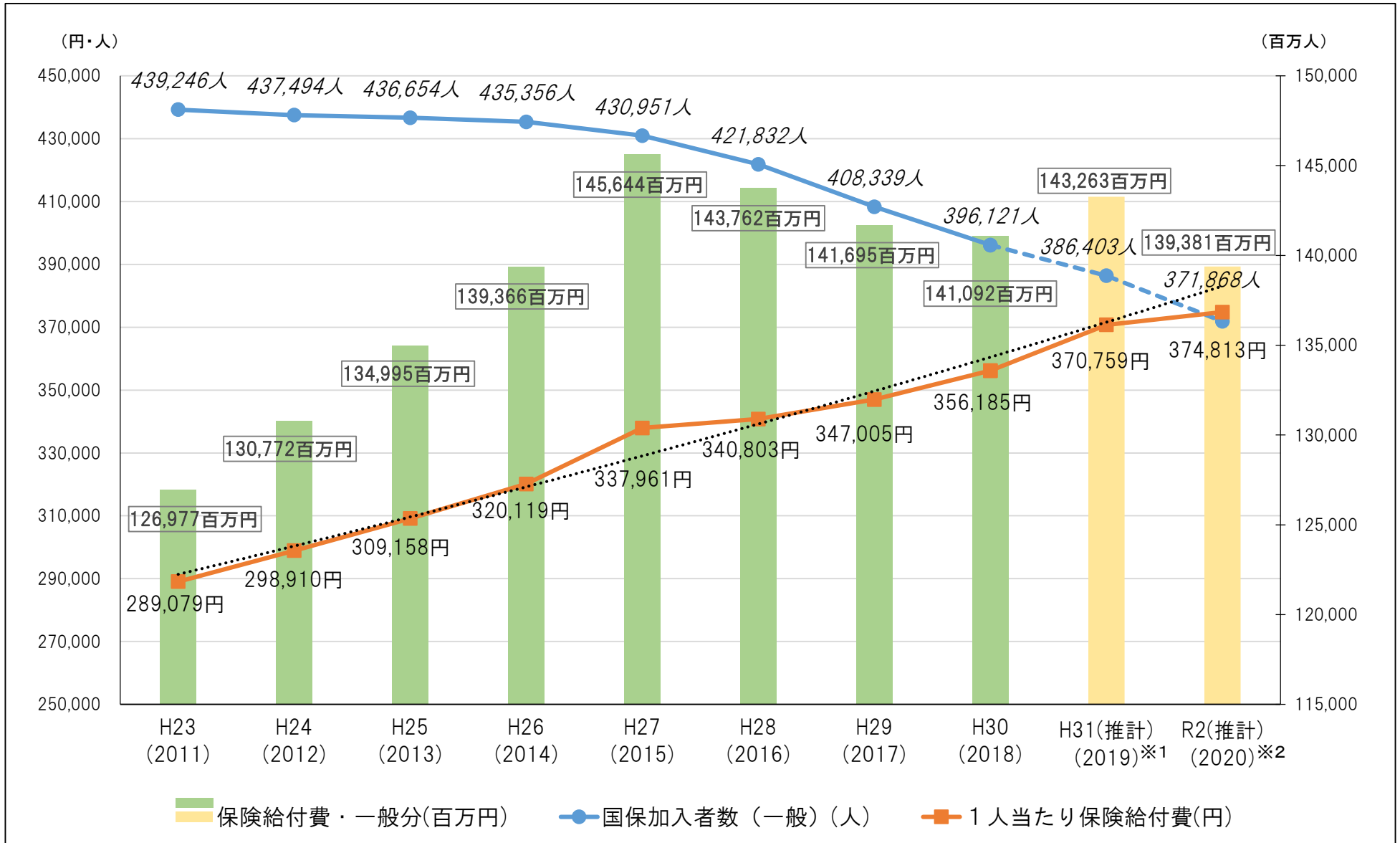
< 平成31年度 >



< 平成30年度 >



一人当たり保険給付費等の推移



※1 H31(推計)はH31本算定の推計値

※2 R2(推計)はR2本算定の推計値

令和2年度 国民健康保険事業費納付金額(その1)

市町村名	R2納付金額 (円)	H31納付金額 (円)	差 (円)
岡山市	17,753,822,041	20,380,733,993	△ 2,626,911,952
倉敷市	11,449,976,671	13,048,339,334	△ 1,598,362,663
津山市	2,146,213,487	2,602,452,333	△ 456,238,846
玉野市	1,538,757,984	1,772,484,859	△ 233,726,875
笠岡市	1,220,775,175	1,405,116,291	△ 184,341,116
井原市	928,102,314	1,080,043,607	△ 151,941,293
備前市	852,989,929	1,011,094,493	△ 158,104,564
総社市	1,586,232,181	1,833,167,906	△ 246,935,725
高梁市	755,548,158	845,843,445	△ 90,295,287
新見市	733,322,651	828,257,532	△ 94,934,881
和気町	353,335,845	409,760,911	△ 56,425,066
早島町	316,894,362	334,088,461	△ 17,194,099
里庄町	218,017,972	244,741,517	△ 26,723,545

令和2年度 国民健康保険事業費納付金額(その2)

市町村名	R2納付金額 (円)	H31納付金額 (円)	差 (円)
矢掛町	326,738,507	376,017,244	△ 49,278,737
新庄村	20,195,463	24,637,993	△ 4,442,530
勝央町	234,437,198	257,890,923	△ 23,453,725
奈義町	154,619,213	172,898,690	△ 18,279,477
美作市	640,707,344	742,350,574	△ 101,643,230
西粟倉村	41,247,113	41,783,071	△ 535,958
久米南町	113,503,811	134,294,259	△ 20,790,448
吉備中央町	309,640,450	330,129,091	△ 20,488,641
瀬戸内市	1,033,192,552	1,165,081,939	△ 131,889,387
赤磐市	1,048,628,938	1,201,014,300	△ 152,385,362
真庭市	1,139,250,180	1,220,156,481	△ 80,906,301
鏡野町	296,520,522	342,013,879	△ 45,493,357
美咲町	364,262,703	408,929,413	△ 44,666,710
浅口市	831,753,556	995,601,172	△ 163,847,616
県計	46,408,686,320	53,208,923,711	△ 6,800,237,391

令和2年度 市町村標準保険料(税)率算定結果(その1)

○全市町村同一の算定方式(3方式)や配分割合(所得割、均等割(被保険者割)、平等割(世帯割))により算定した参考料率

市町村名	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
岡山市	7.30	—	29,741	20,539	2.61	—	10,453	7,219	2.24	—	11,468	5,642
倉敷市	6.95	—	28,310	19,551	2.56	—	10,263	7,087	2.21	—	11,307	5,563
津山市	6.75	—	27,505	18,995	2.53	—	10,145	7,006	2.15	—	11,019	5,421
玉野市	5.90	—	24,036	16,599	2.54	—	10,191	7,038	2.06	—	10,566	5,198
笠岡市	6.52	—	26,548	18,334	2.53	—	10,120	6,989	2.18	—	11,162	5,492
井原市	6.80	—	27,716	19,140	2.50	—	10,005	6,910	2.20	—	11,265	5,542
備前市	6.54	—	26,621	18,384	2.45	—	9,804	6,771	2.13	—	10,924	5,375
総社市	6.41	—	26,098	18,023	2.51	—	10,049	6,940	2.10	—	10,744	5,286
高梁市	6.25	—	25,472	17,591	2.43	—	9,738	6,725	2.03	—	10,375	5,104
新見市	7.16	—	29,147	20,129	2.39	—	9,577	6,614	1.98	—	10,121	4,979
和気町	6.98	—	28,433	19,636	2.41	—	9,639	6,657	2.12	—	10,861	5,344
早島町	8.05	—	32,774	22,634	2.54	—	10,167	7,021	2.19	—	11,201	5,511
里庄町	5.19	—	21,148	14,605	2.39	—	9,566	6,606	2.08	—	10,631	5,230

令和2年度 市町村標準保険料(税)率算定結果(その2)

○全市町村同一の算定方式(3方式)や配分割合(所得割、均等割(被保険者割)、平等割(世帯割))により算定した参考料率

市町村名	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
矢掛町	5.42	—	22,072	15,242	2.45	—	9,831	6,790	2.17	—	11,114	5,468
新庄村	2.25	—	9,184	6,343	2.54	—	10,158	7,015	2.27	—	11,616	5,715
勝央町	6.33	—	25,801	17,818	2.55	—	10,202	7,045	2.16	—	11,041	5,432
奈義町	6.89	—	28,077	19,390	2.55	—	10,201	7,045	2.12	—	10,852	5,339
美作市	5.88	—	23,929	16,525	2.53	—	10,143	7,005	2.13	—	10,886	5,356
西粟倉村	3.00	—	12,213	8,434	2.46	—	9,835	6,792	2.14	—	10,926	5,375
久米南町	5.55	—	22,615	15,618	2.51	—	10,034	6,930	2.15	—	11,026	5,424
吉備中央町	6.41	—	26,103	18,026	2.51	—	10,034	6,929	2.05	—	10,512	5,172
瀬戸内市	7.14	—	29,063	20,071	2.49	—	9,978	6,891	2.21	—	11,293	5,556
赤磐市	6.27	—	25,519	17,623	2.55	—	10,225	7,061	2.08	—	10,667	5,248
真庭市	6.90	—	28,104	19,409	2.54	—	10,162	7,018	2.15	—	11,010	5,416
鏡野町	6.10	—	24,860	17,168	2.33	—	9,318	6,435	1.91	—	9,766	4,805
美咲町	6.32	—	25,723	17,764	2.48	—	9,941	6,865	1.92	—	9,842	4,842
浅口市	5.97	—	24,329	16,801	2.48	—	9,948	6,870	2.13	—	10,906	5,365

令和2年度 市町村算定基準による標準的な保険料(税)率算定結果(その1)

○各市町村が任意に選択した算定方式(2方式、3方式又は4方式)や配分割合(所得割、資産割、均等割、平等割)により算定した参考料率

市町村名	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
岡山市	8.20	—	25,578	19,652	2.97	—	8,792	6,739	2.51	—	9,540	5,295
倉敷市	7.60	—	24,888	19,709	2.89	—	9,109	6,431	2.53	—	9,571	5,397
津山市	7.61	—	23,954	18,194	2.95	—	8,643	6,224	2.56	—	8,836	4,640
玉野市	6.77	—	17,412	20,394	2.89	—	7,415	8,750	2.49	—	7,403	5,472
笠岡市	8.40	—	20,543	14,722	3.00	—	8,433	6,213	2.59	—	9,582	4,460
井原市	6.72	—	27,098	18,615	2.42	—	9,812	6,777	2.07	—	11,344	5,257
備前市	7.19	—	24,038	16,706	2.61	—	8,952	6,281	2.28	—	9,901	4,886
総社市	7.74	—	20,538	16,167	3.04	—	7,989	6,087	2.39	—	13,496	—
高梁市	7.26	—	21,328	16,431	2.79	—	8,255	6,292	1.93	—	10,061	4,962
新見市	7.96	—	27,552	15,110	2.94	—	7,728	4,923	2.09	—	8,866	4,160
和気町	8.18	—	23,723	18,403	2.60	—	8,307	6,265	2.48	—	9,210	5,169
早島町	9.52	—	24,442	24,532	2.95	—	7,853	7,001	2.76	—	6,834	5,787
里庄町	5.86	—	17,579	14,032	2.32	—	9,674	6,391	2.06	—	9,582	5,935

令和2年度 市町村算定基準による標準的な保険料(税)率算定結果(その2)

○各市町村が任意に選択した算定方式(2方式、3方式又は4方式)や配分割合(所得割、資産割、均等割、平等割)により算定した参考料率

市町村名	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
矢掛町	6.21	—	18,646	14,385	2.96	—	7,768	6,382	2.34	—	9,387	5,701
新庄村	3.11	12.78	4,904	3,967	3.39	15.77	5,943	3,606	2.15	13.56	10,155	5,908
勝央町	7.29	—	20,871	16,649	3.14	—	7,638	6,146	2.69	—	7,899	4,143
奈義町	7.76	—	26,265	19,242	3.07	—	8,705	6,680	2.10	—	9,748	5,823
美作市	6.09	18.78	18,142	15,007	2.70	8.36	7,711	5,892	2.00	8.02	8,895	4,576
西粟倉村	3.62	—	9,887	7,875	2.97	—	8,320	6,062	2.44	—	10,619	4,205
久米南町	5.89	—	19,493	13,064	2.56	—	9,008	6,147	2.06	—	9,600	4,814
吉備中央町	6.43	30.24	21,305	14,293	2.55	11.60	8,212	5,541	1.95	12.39	8,649	4,362
瀬戸内市	8.32	—	23,443	20,163	2.83	—	8,554	6,629	2.22	—	9,753	6,497
赤磐市	7.56	—	19,290	17,543	3.04	—	8,277	6,261	1.99	—	8,996	6,357
真庭市	6.87	15.03	25,097	18,825	2.44	4.94	9,231	7,051	1.89	4.70	10,479	5,675
鏡野町	7.74	—	18,970	14,397	2.98	—	7,203	5,140	2.17	—	8,153	4,190
美咲町	7.28	—	22,606	16,928	3.01	—	8,424	5,908	2.22	—	8,212	4,529
浅口市	5.81	—	22,262	18,780	2.48	—	9,002	7,419	2.26	—	8,936	5,529

現行(令和元年度) の保険料(税)率の状況(その1)

市町村名	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
岡山市	7.85	-	27,600	20,880	2.60	-	8,880	6,960	2.20	-	9,360	5,280
倉敷市	7.20	-	26,040	21,240	2.60	-	9,240	6,720	2.20	-	9,240	5,280
津山市	8.70	-	27,460	21,160	2.80	-	8,240	6,020	2.40	-	7,880	4,190
玉野市	7.20	-	20,300	24,000	2.40	-	6,800	8,100	2.00	-	7,000	5,600
笠岡市	8.80	-	22,800	16,700	2.60	-	7,700	5,800	2.10	-	8,500	4,300
井原市	7.60	-	30,300	21,300	2.30	-	9,200	6,500	2.00	-	10,200	4,800
備前市	8.40	-	28,000	19,900	2.50	-	8,500	6,100	1.90	-	8,400	4,200
総社市	8.30	-	23,600	19,100	2.90	-	8,300	6,500	2.20	-	13,700	-
高梁市	9.50	-	28,400	22,900	3.10	-	9,400	7,500	2.20	-	10,500	5,300
新見市	7.40	-	26,000	16,000	2.60	-	7,000	5,000	2.20	-	9,100	4,600
和気町	8.80	-	27,200	20,800	1.20	-	3,900	2,900	2.00	-	8,200	4,600
早島町	9.30	-	29,000	29,000	2.80	-	9,000	8,000	2.40	-	8,000	7,000
里庄町	7.40	-	23,000	19,000	2.20	-	9,500	6,500	2.10	-	9,500	6,000

現行(令和元年度) の保険料(税)率の状況(その2)

市町村名	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
矢掛町	6.60	-	20,600	16,000	2.70	-	7,500	6,200	1.90	-	7,500	4,500
新庄村	7.50	36.00	20,000	18,000	2.00	10.00	6,000	4,000	0.80	5.00	6,000	3,500
勝央町	8.02	-	21,800	17,800	2.91	-	6,800	5,600	2.45	-	6,700	3,500
奈義町	8.00	-	28,000	21,000	2.40	-	7,000	5,500	1.60	-	6,500	4,000
美作市	7.40	21.70	20,400	17,000	2.90	8.60	7,800	6,000	2.10	7.70	7,600	4,000
西粟倉村	6.20	-	18,000	15,000	3.10	-	9,000	7,000	1.80	-	9,000	3,000
久米南町	7.30	-	23,000	16,000	2.60	-	9,000	6,000	1.90	-	7,700	3,800
吉備中央町	5.50	29.60	19,600	13,300	2.30	12.30	8,200	5,600	1.70	13.20	8,300	4,200
瀬戸内市	7.60	-	23,500	20,500	2.50	-	8,400	6,600	2.00	-	9,000	6,000
赤磐市	8.10	-	23,000	21,000	2.60	-	7,900	6,000	1.70	-	7,800	5,500
真庭市	7.10	16.60	27,000	20,400	2.00	4.30	7,800	6,000	1.80	4.50	9,400	5,200
鏡野町	7.70	-	20,400	15,500	2.90	-	7,700	5,500	1.90	-	7,400	3,800
美咲町	8.60	-	28,000	21,000	2.60	-	7,900	5,500	2.40	-	8,000	3,900
浅口市	7.10	-	25,600	19,800	2.60	-	9,000	6,800	2.20	-	8,400	5,200

令和2年度納付金等算定のまとめ(納付金)

<一人当たり納付金額の状況>

令和2年度	平成31年度	増加額	増加率
124,754円	137,632円	▲12,878円	▲9.4%

<減要因>

- ①前期高齢者交付金の影響 約▲4,800円(R2概算▲2,950円 H30精算▲1,850円)
 - ・前期高齢者交付金は、交付を受けた2年後に精算を行う。
 - ・高額なC型肝炎の経口薬の影響で医療費が伸びた平成27年度をベースに算出した平成29年度の概算交付額の影響により、平成31年度の精算では返還が過大であった。
- ②平成30年度決算剰余金の納付金歳入財源としての活用 約▲6,900円
- ③公費(普通調整交付金、保険者努力支援制度等)の増加等 約▲3,900円

<増要因>

- ①自然増 約2,700円(医療分 約2,000円 後期分 約550円 介護 約150円)
 - ・全体の被保険者は減少する中で、団塊の世代が全員、70歳以上に移行したことで、一人あたり保険給付費は増加

令和2年度納付金等算定のまとめ(標準保険料率)

<市町村の標準保険料率>

- ①全市町村同一の算定方式(3方式)や配分割合(所得割・均等割(被保険者割)、平等割(世帯割))により算定した参考料率 【市町村標準保険料率】
19、20ページのとおり
- ②各市町村が任意に選択した算定方式(2方式、3方式又は4方式)や配分割合(所得割、資産割、均等割、平等割)により算定した参考料率 【市町村算定基準による標準的な保険料率】
21、22ページのとおり

<都道府県標準保険料率>

国から指定された算定方式(2方式)や配分割合(所得割、均等割)により算定した参考料率

医療給付費分：所得割率 6.87%、均等割額 40,122円

後期高齢者支援金分：所得割率 2.55%、均等割額 14,625円

介護納付金分：所得割率 2.18%、均等割額 15,996円

<その他>

県が示した標準保険料率は、市町村において実際に賦課することとなる保険料率を検討する際の参考として示したものである。

今後、市町村では、国保の財政調整基金などの独自財源の活用や収納率などの個別の状況、今後の一人当たり医療費の動向などを総合的に勘案し、令和2年度の保険料率の検討が進められる。

2 令和2年度県国保険特別会計予算

岡山県国民健康保険特別会計について

県国保特別会計において、国保事業費納付金の収納、保険給付費等交付金の交付、県繰入金による財政調整等を行う。

【県国保特別会計と市町村国保特別会計の設置、運営のイメージ】

県国保特別会計

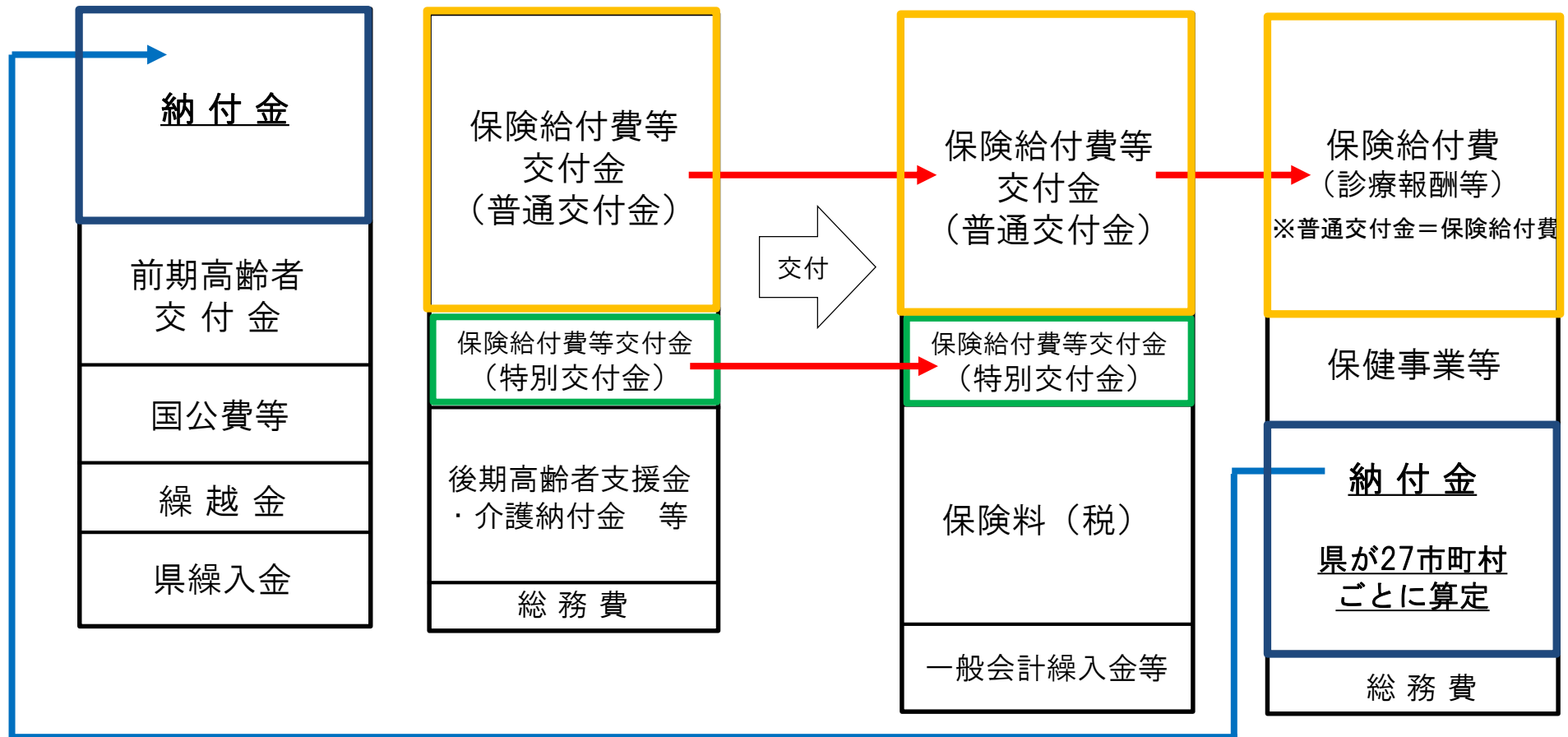
市町村国保特別会計

歳入

歳出

歳入

歳出



令和2年度県国保特別会計（歳入）

（単位：百万円）

歳入科目	予算額		増減	備考	
	R2年度	R1年度			
納付金	46,409	53,209	△6,800		
内訳	医療給付費分	32,626	38,914	△6,288	市町村からの納付金
	後期高齢者支援金分	10,584	10,897	△313	
	介護納付金分	3,199	3,398	△199	
国庫支出金	48,176	49,103	△927		
内訳	療養給付費等負担金	31,334	33,167	△1,833	医療給付に要した費用の32%定率国庫負担金
	高額医療費負担金	1,347	1,323	24	レセプト80万円超対象 国負担分
	普通調整交付金	12,181	11,469	712	都道府県間の調整のために交付
	特別調整交付金	1,719	1,719	0	都道府県・市町村の個別の事情に応じて交付
	保険者努力支援制度交付金	1,318	1,131	187	医療費適正化等に向けた取組等評価に応じて交付
	その他	277	294	△17	特定健康診査等負担金、特別高額医療共同事業負担金
療養給付費等交付金	0	0	0	退職者医療制度の財源として支払基金から交付	
前期高齢者交付金	64,527	63,355	1,172	前期高齢者の偏在を調整するため支払基金からの交付	
共同事業交付金	204	187	17	特に高額な医療費に係る都道府県間で行う共同事業の交付金	
一般会計繰入金	10,411	10,916	△505	法定の県一般会計からの繰入金	
基金繰入金	98	97	1	激変緩和等の財源	
繰越金	4,684	1,446	3,238	繰越金	
その他	48	40	8	基金運用利息、保険給付費等交付金返還金	
歳入合計	174,557	178,353	△3,796		

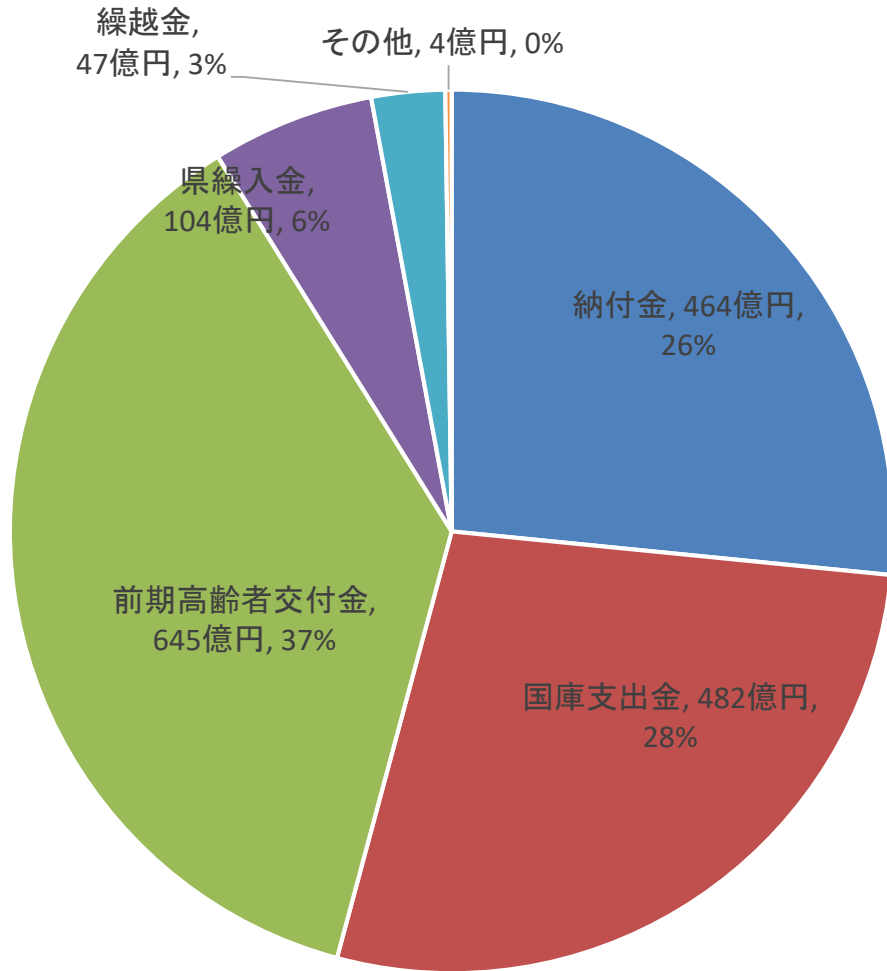
令和2年度県国保特別会計（歳出）

（単位：百万円）

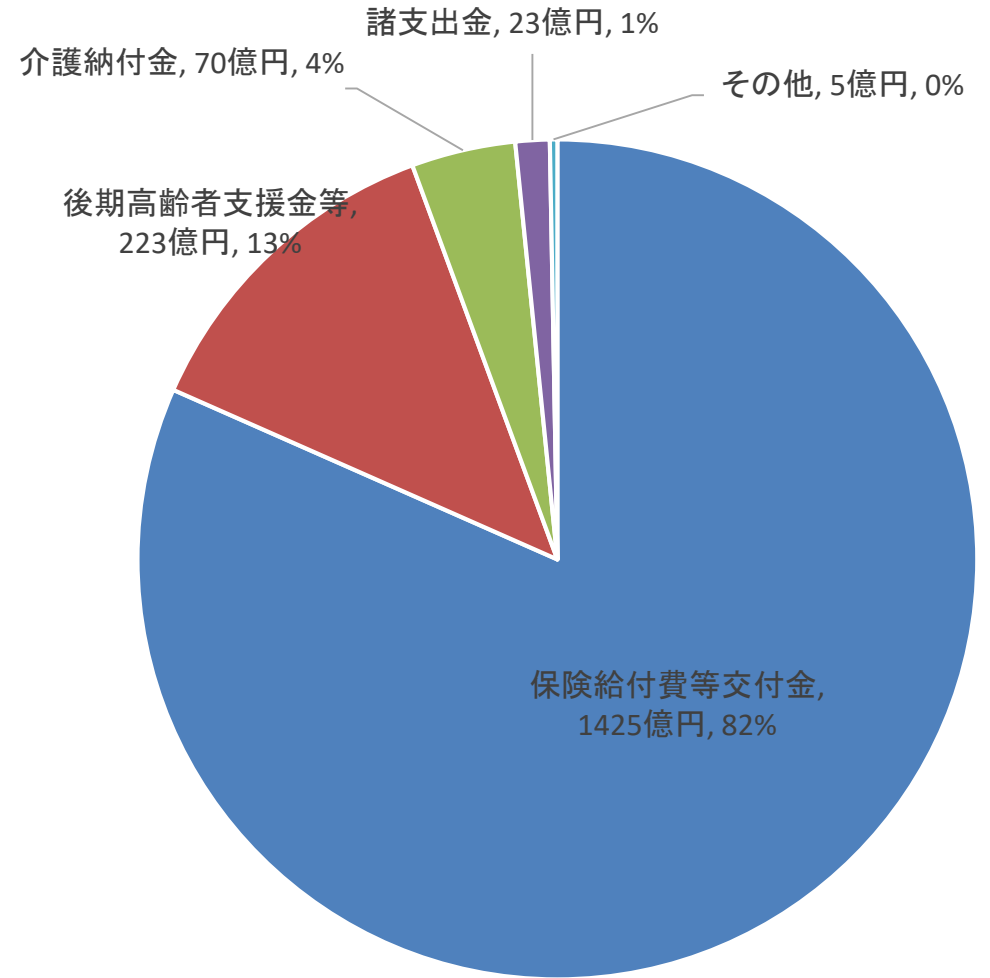
歳出科目		予算額		増減	備考
		R2年度	R1年度		
保険給付費等交付金		142,529	146,626	△ 4,097	
内 訳	普通交付金	139,779	143,901	△ 4,122	市町村の保険給付に要した費用の全額を交付
	特別交付金	2,750	2,725	25	市町村ごとの個別の事情・事業に応じて交付
後期高齢者支援金等		22,292	22,727	△435	後期高齢者医療制度を支える財源として支払基金へ納付
前期高齢者納付金等		30	75	△45	前期高齢者の偏在を調整するため支払基金へ納付
介護納付金		6,989	7,149	△160	介護第2号被保険者分として支払基金へ納付
共同事業拠出金		204	187	17	特に高額な医療費に係る都道府県間で行う共同事業の拠出金
基金支出金		15	13	2	レセプト点検及び保健事業支援体制の強化に要する経費
保健事業費		80	17	63	保健事業の実施に要する経費
基金積立金		4	4	0	財政安定化基金及び保険者機能強化基金の積立に要する経費
諸支出金		2,322	1,464	858	国庫等の返納金
繰出金		22	18	4	一般会計への返納金
その他		70	73	△3	人件費及び事務費等
歳出合計		174,557	178,353	△ 3,796	

令和2年度予算の歳入歳出の構成

歳入 1,746億円

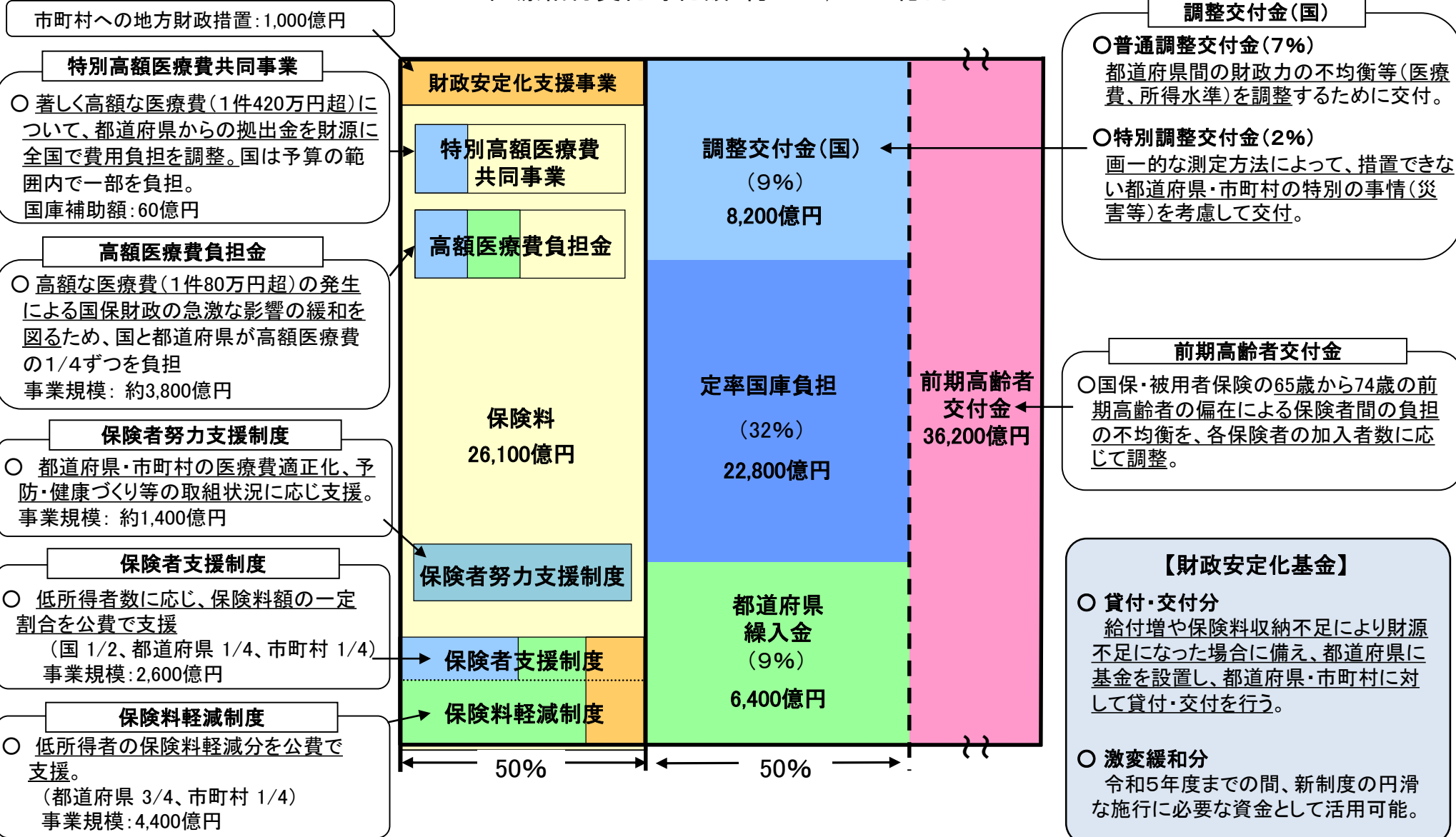


歳出 1,746億円



【参考】令和2年度の国保財政の姿（全国ベース）

医療給付費総等総額：約111,000億円



※ 保険者努力支援制度(市町村分)には約88億円が特調より別に交付

3 国保ヘルスアップ支援事業

都道府県国保ヘルスアップ支援事業

【経緯】

- 国保制度改革により、平成30年度以降都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うこととなった。
- 「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」(平成28年4月28日付け保発0428第16号厚生労働省保険局長通知別添)においても、都道府県は、**保健事業を含む医療費適正化に向けた取組(現状の把握、市町村の好事例の横展開、市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等)**を推進することが期待されている。

都道府県国民健康保険運営方針策定要領 (抜粋)

※都道府県が策定する国保運営方針に定める事項

3. 主な記載事項*

(5) 医療費の適正化に関する事項

(現状の把握)

- 取組の進んでいる市町村の好事例の横展開等、医療費適正化対策の充実強化に資する取組を定めること。また、データヘルス計画に基づくPDCAサイクルにより、効果的・効率的に保健事業を実施すること。

(医療費適正化に向けた取組)

- 都道府県は、地域の実情を把握の上、取組の進んでいる市町村の事例の情報提供等を通じた好事例の横展開や、市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等、医療費適正化対策の充実強化に資する取組を定めること。また、保健事業に取り組む際には、データヘルス計画に基づくPDCAサイクルによる事業実施を行い、効果的・効率的な実施を行うこと。

- 更に、平成30年度からは、都道府県は**保険者努力支援制度において評価されることとなり**、都道府県の役割を踏まえた医療費適正化に向けた取組(特定健診受診率、重症化予防の取組割合、医療費分析の実施、市町村への指導・助言等)が評価指標となっている。

以上を踏まえ、平成30年度より、都道府県が実施する保健事業等に対する助成事業として、特別調整交付金を活用した**「都道府県国保ヘルスアップ支援事業」**を創設する。

※ 今後、平成30年度以降の都道府県が担う役割を踏まえ、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成16年厚生労働省告示第307号)における都道府県の役割に係る記載についても一部改正。

出典:平成30年度都道府県及び市町村国保主管課職員研修

岡山県国保ヘルスアップ支援事業

【1】目的

- 県が共同保険者として、広域的に実施することが望ましい保健事業について、市町村、保健所、関係団体等と連携を推進し、国保被保険者の健康の保持増進、疾病予防を図り、糖尿病性腎症からの人工透析への移行を防止することを目的に実施する。

【2】現状と課題

- 特定健診・特定保健指導の実施率向上、糖尿病性腎症重症化予防の取組(保険者努力支援制度の評価項目)が全国平均より低く取組が進んでいない。
- 県においても「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を作成し市町村の取組を支援しているが、全く取組ができていない市町村もあり、市町村が地域の実情に合わせた取組を進めていけるよう、更に技術的な支援が必要である。
- 各市町村がデータヘルス計画に基づき、PDCAサイクルに沿って質の高い特定保健指導、糖尿病重症化予防等、市町村の健康課題に応じた保健事業が効果的に実施されるよう、関係者の人材育成を行う必要がある。

【3】令和元年度事業内容

(A) 糖尿病性腎症重症化予防研修会

「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を適切に実施できるよう、市町村関係者の人材育成を行い、保健事業の基盤整備を図る。

○ 対象者

市町村職員（保健師、看護師、管理栄養士等、国民健康保健事業に携わる事務職員）

○ 内容(2回 R元.11.20, R元.12.19)

- 1) 糖尿病の病態と最近の話題、心血管合併症について
- 2) 糖尿病性腎症重症化予防プログラム～岡山方式～
- 3) 糖尿病性腎症重症化予防事業アウトカム評価のために
- 4) 保健指導の実際(食生活編、運動編)
- 4) 事例発表: 市町村における取組の実際、グループワーク

(A) 糖尿病性腎症重症化予防シンポジウム

糖尿病性腎症重症化予防事業を推進するにあたり、市町村が行う受診勧奨・保健指導等の保健事業が県内全域で地域の医師会等かかりつけ医と連携した取組となるよう、関係機関、市町村を対象にシンポジウムを開催する。

○ 対象者

医師、メディカルスタッフ、市町村職員等 230名

○ 内容 (R2.1.13)

- 1) 講演「糖尿病性腎症重症化予防対策の実践」
- 2) 講演「糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改定について」
- 3) 講演「岡山県における糖尿病性腎症重症化予防への取組」
- 4) 講演「真庭市における糖尿病性腎症重症化予防の取組」
- 5) パネルディスカッション



(B) 医療費等分析・評価

① 医療費分析・評価

○昨年度実施した医療費分析結果内容を踏まえ、KDBシステム、NDBデータ等を活用し、地域の特定健診等の保健事業、医療費の状況について分析・評価を行う。

② 透析治療患者の現状分析

○医療費が高額となる県内の透析治療患者(国保被保険者)の現状分析を継続して行い、新規透析導入患者の動向と国保被保険者における特徴を明らかにし、医療費削減の資料とする。

③ 医療費分析に基づく保健事業実施のための研修会(1回 R2.2.6)

○目的:医療費分析の結果を基に市町村毎の特徴と対象者への効果的な介入の方法について学ぶ。

○内容:生活習慣病対策の現状分析について
KDBに基づく慢性腎臓病に関する医療費と現況報告について 等

○対象者:市町村職員(保健師、看護師、管理栄養士、事務職等)

④ 保健指導用資材の作成

○CKD(慢性腎臓病)管理ノートを作成:糖尿病性腎症に係る適切な医療連携、保健指導を医師、管理栄養士等多職種で支援し、国保被保険者の糖尿病性腎症の重症化予防を図る。

CKD管理ノート

(慢性腎臓病)

【概要】

FROM-J研究班により作成された生活・食事指導マニュアルを国保被保険者向けに作成した。

【活用方法】

- ・市町村が特定健診からCKDが疑われる者、糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者へ配布し、保健師、管理栄養士等により保健指導を行う。
- ・かかりつけ医、腎臓専門医の医療連携のツールとして活用する。



腎機能のシールを貼る

CKDシールの取り扱い

- ・CKD管理ノートの表紙に貼ってください。
- ・シールは腎機能に対応したものを貼ってください。
 - 緑・・・eGFR 60 ml/min/1.73m² 以上
 - 黄・・・eGFR 30～59 ml/min/1.73m²
 - 橙・・・eGFR 15～29 ml/min/1.73m²
 - 赤・・・eGFR 15 ml/min/1.73m² 未満



※途中で腎機能低下に気がついた場合、前のシールの上に張り替えてください。



P5～P15 腎臓病の総論

P16～P29 腎臓の治療について
生活習慣の改善
食事管理

血圧、血糖、脂質、貧血、尿酸の管理目標

P30～P45 食事療法について
岡山県「食育ナビおいしく減塩編」
食塩の含有量
岡山市「かるうまレシピ集」

P46～P63 かかりつけ医受診・指導の記録

(C) 保健所国保ミーティング評価

保健所・支所が実施主体となり、連携会議等により市町村の現状把握を行い、保険者努力支援制度に挙げられているデータヘルス計画の実施、評価、特定保健指導実施率の向上、糖尿病性腎症重症化予防等を地域で効果的に進めるための助言・支援を行う。また、研修会等を開催し、地域の関係者の人材育成を行う。

○実施主体：各保健所・支所(9カ所)

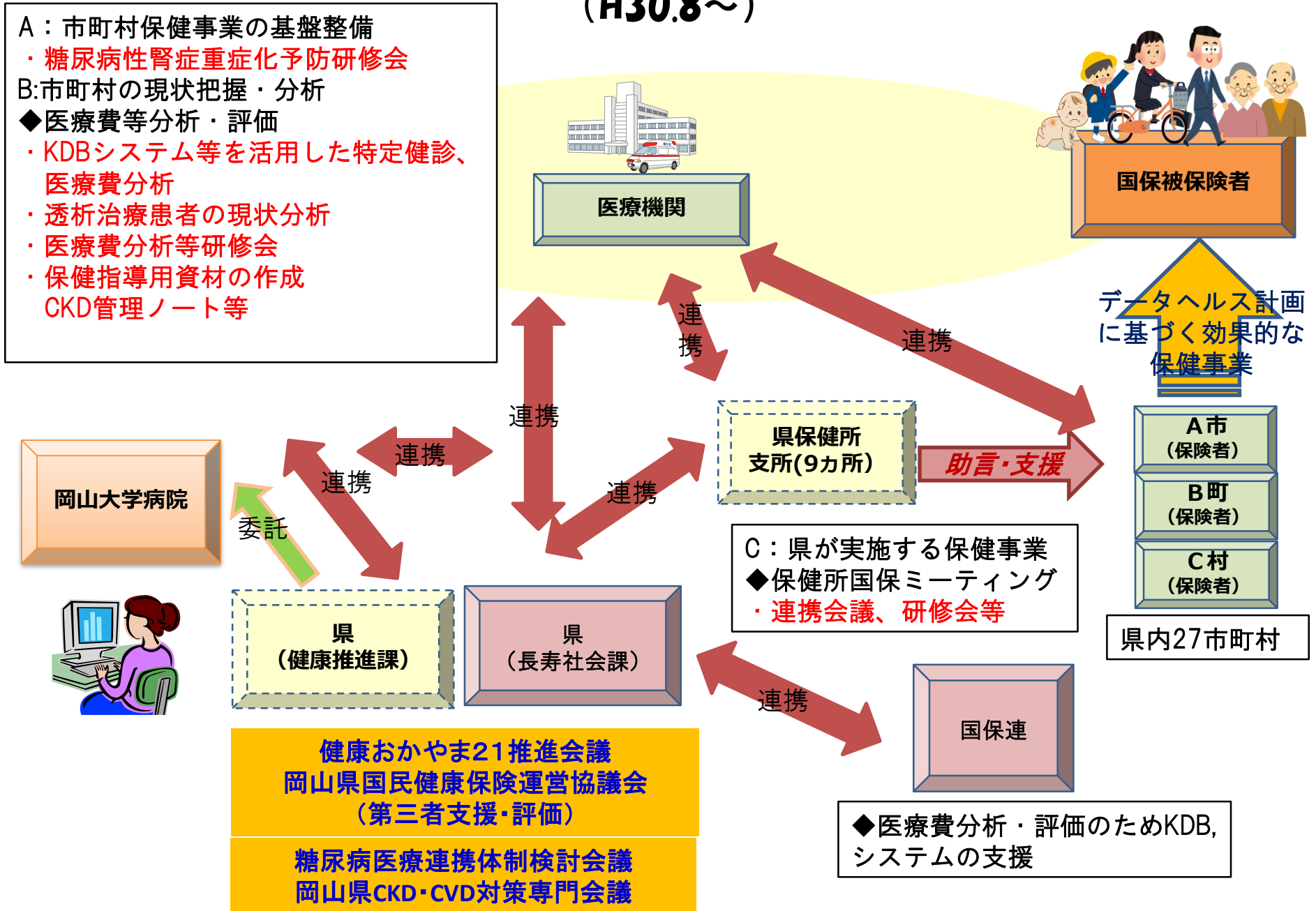
○実施方法：会議、研修会等地域の実情に応じた方法とする。

○実施内容：

- ・効果的な糖尿病性腎症重症化予防について
- ・特定健診、特定保健指導実施率向上
- ・データヘルス計画の実施評価
- ・データヘルス計画に係る市町村内の関係部局との連携体制について

○対象者：各保健所・支所管内の市町村職員（保健師、看護師、管理栄養士、事務職等）

岡山県国保ヘルスアップ支援事業 実施体制 (H30.8~)



【4】令和2年度事業計画(案)

○内容

(1) 医療費等分析・評価

- ・特定健診、透析治療患者等に係る医療費分析の実施。

(2) 糖尿病性腎症重症化予防

- ・市町村における糖尿病性腎症重症化予防(受診勧奨、保健指導)の効果的な実施。

(3) 保健所国保ミーティング

- ・市町村の取組が十分でない糖尿病性腎症重症化予防、特定保健指導等の保健事業への支援。

(4) 特定健診受診勧奨事業

- ・受診率の低い市町村に対して、ナッジ理論を活用した未受診者への受診勧奨の実施。

(5) 特定健診情報提供事業

- ・かかりつけ医で実施された検査データを本人同意の下に特定健診データとして活用する。

(6) 県国保保健事業支援チーム

- ・市町村の健康課題に応じた保健事業をチームで支援する。

4 岡山県国民健康保険運営方針取組状況 及び次期運営方針

岡山県国民健康保険運営方針について

県国保運営方針＝県内の統一的な運営方針として策定

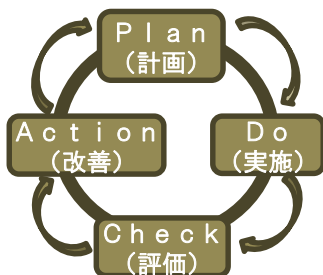
策定の趣旨等

第1章 基本的事項

- 持続可能な国保制度となるよう制度を安定化
- 県と市町村が一体となって国保事業を共通認識で実施
- 市町村が引き続き担う事務の共同化、効率化の推進



対象期間：3年間
(平成30～令和2年度)
3年ごとに見直し



構成

概要

第2章 国民健康保険の財政運営の考え方

- 被保険者数及び世帯数等の状況
- 医療費の動向及び将来の見通し
- 国保財政運営の現状
- 赤字解消・削減取組及び目標年次

第3章 納付金及び標準保険料(税)の算定方法

- 保険料(税)水準の統一
- 納付金の算定方法(医療費水準の反映等)
- 激変緩和措置
- 標準保険料(税)の算定方法

第4章 保険料(税)徴収の適正な実施

- 収納率の推移

- 収納対策:
口座振替の勧奨又は原則化、コンビニ収納、コールセンター設置、納付相談、財産調査・差押、滞納整理機構等の活用等

- 収納率目標の設定<20/27市町村>

- 収納率目標達成に向けた取組:
収納率向上アドバイザー等による研修会開催、口座振替促進のパンフレット作製等

第5章 保険給付の適正な実施

- 県による保険給付の点検等:
全市町村での実地指導、岡山県給付点検調査事務処理方針の策定

- レセプト点検の充実強化:
国保連への点検委託、点検員の独自雇用、入院中の他医受診者等の独自リストの作成・点検、点検員研修会の開催等

- 療養費の支給の適正化

- 第三者行為求償事務の取組強化

第6章 医療費適正化の取組

- 医療費適正化に向けた取組:
発症予防・重症化予防・再発防止の推進、重複・頻回受診や重複投薬の是正に向けた取組、後発医薬品の使用促進に向けた取組、健康づくりに向けたインセンティブ事業の実施等

- 医療費適正化計画との関係等

第7章 事務の広域的・効率的な運営の推進

- 保険者事務の共同実施:
被保険者証の一括作成、医療費通知の作成、薬品差額通知及び削減効果実績の作成等

- 市町村事務処理標準システムの導入促進

- 県による審査支払機関への診療報酬の直接支払

- 情報セキュリティ対策

第8章 保健医療・福祉サービス等施策との連携

- 保健医療サービス及び福祉サービス等との連携に関する取組:
保健事業支援員の設置、地域包括ケアシステムの構築のための被保険者を含む高齢者の自立・健康づくりに向けた住民主体の地域活動への支援、国保直診施設の積極的活用等

- 他計画との整合

第9章 国保運営における必要な措置

- 県国民健康保険運営方針等連携会議の設置
- 県国民健康保険団体連合会との連携

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和元年度の取組状況について

国保運営方針		取組の状況	
第4章 保険料（税）徴収の適正な実施	第1節 現状 2 収納対策の実施状況 ・口座振替の原則化、インターネット公売、マルチペイメントネットワークを活用した口座振替等の実施	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●口座振替の勧奨又は原則化、ペイジー口座振替、コンビニ収納、インターネット公売 ●コールセンター設置、訪問催告、納付相談 ●多重債務者や生活困窮者に対する専門相談機関の紹介 ●財産調査・差押（タイヤロック等）・捜索 ●滞納整理機構、市町村税整理組合の活用 ●収納対策のマニュアル等の作成 ●滞納整理強化月間の設置
	第2節 収納対策 1 収納率目標の設定 (2) 設定方法 ・ <u>運営方針期間内の目標設定及び公表</u>	市町村	●目標設定状況：20/27市町村（74%） ※詳細は別紙参照
	・毎年度目標として、保険者努力支援制度の「収納率向上に関する取組」の評価指標となる全国市町村規模別の上位30%水準を目指す。	県	●全国上位30%水準達成市町村数：6市町村（2020年度保険者努力支援制度（2017年度実績））
	2 収納不足の要因分析 ・収納不足の要因分析、対策整理及び収納率向上の取組（標準的な収納率の最低基準を下回る市町村）	市町村	※対象市町村なし
	3 収納率目標達成に向けた取組 (1) 口座振替促進等広報事業 ・県広報紙等の活用、市町村の共同事業として実施する広報事業に対する支援	県	●市町村広報紙へ掲載のための口座振替促進に係る勧奨記事の提供
	(2) 収納担当職員の研修 ・市町村の初任者及び実務担当者向けの研修の実施	県	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険事務初任者研修にて、収納事務に係る基本事項の説明 ●国民健康保険料（税）収納率向上アドバイザーによる研修会を年2回実施
	(3) 国民健康保険料（税）収納率向上アドバイザー活用事業 ・「国民健康保険料（税）収納率向上アドバイザー」の活用等による収納率向上に資する研修や収納率向上の取組に対する相談事業の実施		
	(4) 財政支援の実施 ・各市町村の各年度の収納率の状況や収納率向上の取組状況に応じた財政支援の実施	県	●国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金・県特別調整交付金分）を活用した、収納事務に係る口座振替促進のパンフレット作成、徴収職員の全国研修会への参加等の支援（実施団体：21市町村）

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和元年度の取組状況について

国保運営方針		取組の状況	
第5章 保険給付 の適正な 実施	第1節 現状		
	4 不正請求への対応状況 ・保険診療の質的向上と適正化を目的とした保険医療機関等に対する指導、監査、診療報酬の返還	県	●厚生局岡山事務所と共同で保健医療機関等（医科、歯科、調剤）の個別指導を実施（監査案件はまだなし）
	第2節 県による保険給付の点検、事後調整		
	1 市町村が支給決定した保険給付の点検 ・医療給付専門指導員による実地指導等 ・複数市町村を跨いだ視点での点検	県	●全市町村で実施済み
	2 広域対応が必要な不正利得返還事務 ・効率的な徴収と市町村の事務処理の負担軽減のための県による一括返還請求	県	●受託案件なし
	第3節 療養費の支給の適正化		
	(1) 事例の情報提供等 ・情報交換を含めた研修会、県後期高齢者医療広域連合も加えた検討会の開催	県	●柔整療養費担当者研修会を開催し、患者調査に係る事例紹介等を実施 ●保険者機能強化基金を活用した国保広域共同事業による、柔整にかかる際の注意事項についての被保険者向け啓発ポスター作成支援
	(2) マニュアルの作成等 ・適正実施のための療養費支給に関するマニュアル作成のほか説明会の開催	県	●患者調査様式等について研修会にて説明 ●マニュアルについては、一部、国保連が点検用の施術状況管理表等の活用手引きを作成
	(3) 定期的・計画的な指導や助言の実施 ・医療給付専門指導員による指導や助言の実施	県	●全市町村で実地指導を実施
	第4節 診療報酬明細書（レセプト）点検の充実強化		
	(1) 点検データによる効率的な点検の促進 ・点検データを活用した効率的な点検の実施、医療給付専門指導員による助言等の実施	市町村	●取組状況：27/27市町村（100%） ・レセプト点検員の独自雇用、国保連へのレセプト点検委託 ・国保連実施の研修会参加、県配置医療給付専門指導員の助言 ・入院中の他医受診や入院が月2カ所以上ある人のリスト作成・点検 ・国保連提供の点検データを独自加工した活用（医療費と療養費の併用、第三者行為の疑いのあるレセプトの確認及び調査。頻回受診者・薬剤重複投与者等の抽出等）
		県	●国保連が提供する点検データの活用について各市町村へ助言
(2) レセプト点検研修事業の実施 ・レセプト専門点検員を対象とした研修会の実施	県	●レセプト点検員意見交換会の実施	
(3) 定期的・計画的な指導や助言の実施 ・医療給付専門指導員による市町村ごとのレセプト点検実地指導や助言の実施	県	●全市町村で実地指導を実施	

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和元年度の取組状況について

国保運営方針	取組の状況	
(4) レセプト点検業務推進会議の実施 ・業務効率化に必要なシステム改修や効果的な点検方法について検討を行うレセプト点検業務推進会議の実施	県	●検討案件なし
第5節 第三者行為求償事務、過誤調整等の取組強化 1 第三者行為求償事務の取組強化 (1) 第三者行為求償事務担当者研修会の開催 ・「国民健康保険第三者行為求償事務アドバイザー」などを招いた研修会の開催	県	●国保連において求償事務アドバイザーを招いた第三者行為求償担当者研修会を実施
(2) 第三者行為求償事務研究会の設置 ・県及び市町村は、直接請求事務を実施する国保連との協議を進め、可能な事案から速やかな実施を目指す。	県	●国保連において第三者行為求償研究会を実施し、傷病届の統一様式等について検討 ●国保連による直接求償事務については、現時点で15件実施
(3) 周知広報の強化 ・県・市町村でホームページや広報紙等を活用した傷病届の提出に係る周知	県	●保険者実地指導時や研究会等において被保険者への周知を依頼
	市町村	●取組状況：27/27市町村（100%） ・市町村ホームページ・広報誌掲載による周知（様式提供等） ・被保険者証交付・更新時にパンフレット等を送付
<u>・第三者行為求償に係るホームページ設置、被保険者証交付時等における傷病届の提出義務の周知</u>	市町村	<u>●取組状況：25/27市町村（93%）</u>
(4) 関係機関からの情報提供体制の構築 ・第三者行為の把握の観点から県・市町村で関係機関からの情報提供体制構築の取組	県	●衛生担当部局からの食中毒情報の提供に基づき、各保険者へ周知（現在8件）
2 保険者間調整の促進 ・被保険者の同意を前提にした保険者間での直接調整の促進	県	●保険者に対し必要に応じて助言
・国保被保険者資格喪失後の保険医療機関の適正な受診に関する被保険者への周知、他の医療保険に加入後も国保資格喪失の届出を行っていない者に対する早期の届出勧奨の広報の実施	県	●保険者実地指導時に適正な届出の周知について助言 ●保険者機能強化基金を活用した、国保広域共同事業による届出推奨のための啓発資材（クリアファイル）の作成支援

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和元年度の取組状況について

国保運営方針		取組の状況	
第6章 医療費適正化の取組	第1節 現状		
	1 特定健康診査の受診状況及び特定保健指導実施状況 (4) 重複頻回受診・重複投薬への訪問指導の実施状況 ・重複受診者や頻回受診者、また重複投薬される者を把握し是正を図るため、訪問指導など受診の適正化に向けた取組の促進	県	●保険者実地指導時に適正化に向けた取組について助言
	第2節 医療費適正化に向けた取組		
	1 特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上に向けた取組 (1) 被保険者への普及啓発 ・県広報紙などによる特定健診と特定保健指導の必要性やその効果等のPRの実施、国保連と連携した普及啓発の実施、岡山県愛育委員連合会や岡山県栄養改善協議会の協力を得た特定健診受診の普及啓発 ・「おかやま在宅保健師等の会「ももの会」」の協力を得た電話勧奨等の未受診者対策事業の実施	県 国保連	●各市町村保険者や国保連と連携し、受診率向上のための広報など広域的共同事業を実施したほか、愛育委員・栄養委員の協力を得ながら受診促進に努めた。 ●保険者機能強化基金を活用した、国保広域共同事業による受診勧奨のためのTVCMの実施、啓発資材（ポケットティッシュ）の作成支援 ●委託市町村数：16市町村 電話勧奨に携わった「ももの会」会員：18名 電話勧奨に要した日数：延192日
	(2) 市町村への助言 ・国保連と連携し、地域の疾病状況や先進的な取組事例等について、各保健所を通じた情報提供、研修の実施	県	●国保連との連携による特定健診等に関する人材育成のための研修会を開催
	2 生活習慣病対策に向けた取組 (1) 発症予防（一次予防）の推進	県	●栄養委員研修会、食生活講座、一口運動による健康づくり普及事業、減塩食普及活動、生活習慣改善サポート研修会等
	① <u>規則正しいバランスの取れた食事等による適正体重維持についての普及啓発、食塩摂取量の減少など食生活改善に向けた栄養委員が行う減塩活動や声かけ運動などの支援</u>	市町村	●取組状況：24/27市町村（89%）
	② <u>身体活動・運動と生活習慣病との関係に係る正しい知識の普及啓発、愛育委員などを通じた運動習慣の定着を図るための働きかけ</u>	県 市町村	●愛育委員による家庭訪問・地域での声かけの実施 ●研修会の開催 ●取組状況：25/27市町村（93%）
③ <u>歯周病と糖尿病の関係等セルフケアの重要性などの普及啓発、県による成人歯科保健対策としての市町村の歯周疾患検診の取組支援</u>	県 市町村	●歯と口の健康週間、いい歯の日を中心とした普及啓発（県民局で懸垂幕掲示） ●市町村の歯周疾患検診等の適切な実施のための歯科保健対策への専門的・技術的支援 ●取組状況：25/27市町村（93%）	

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和元年度の取組状況について

国保運営方針		取組の状況	
(2) 重症化予防（二次予防）の推進 ・糖尿病と高血圧性疾患等の複数疾患を持つハイリスク者を抽出し、医療受診必要者に適切な受診と治療継続の働きかけ	市町村	●取組状況：23/27市町村（85%） ・血糖値125mg以上又はHbA1c6.0～6.5%以上、中性脂肪300mg/dl以上、血圧160/100mmHg以上などによりハイリスク者を抽出 ・文書、電話、または訪問による受診勧奨 ・保健師・看護師等による訪問指導 ・医師会等との連携による定期的な面談等による指導 ・治療中断者を対象に糖尿病予防教室を開催し、医師、保健師、管理栄養士による個別相談	
	県	●H30.3月の県重症化予防プログラム策定を踏まえ、市町村対象の研修会を実施	
(3) 再発防止（三次予防）の推進 ・地域の医師会等関係者との連携のもと保健所における医療機関の連携推進に向けた調整	県	●保健所と市町村で、医療受診必要者を適切な受診と治療継続へ結びつけられるよう医療機関との調整を図るための会議を適宜開催	
	3 重複・頻回受診、重複服薬の是正に向けた取組 ・ <u>重複・頻回受診の被保険者に対する適正受診についての訪問指導等の取組</u> 、 <u>重複投薬の被保険者に対する適切な服薬についての訪問指導等の取組</u>	市町村	●取組状況：26/27市町村（96%） ・保健師、看護師、国保担当課職員による訪問・電話指導 ・医師会・薬剤師会と連携してパンフレットの送付 ・適正な医療に関する市独自のチラシの送付
・レセプトデータによる対象者の抽出や訪問指導等の在り方についての市町村へ助言	県	●保険者実地指導時にKDBシステムから抽出する対象者リストの活用等について助言	
4 後発医薬品の使用促進に向けた取組 ・国保連と連携した後発医薬品調剤実績や削減効果実績の把握、後発医薬品を使用した場合の自己負担額の差額通知の実施、後発医薬品の使用促進に向けた取組の実施 ・出前講座や講習会等による普及啓発の取組	市町村	●取組状況：27/27市町村（100%） 【実績把握・差額通知以外の使用促進の取組例】 ●ジェネリックお願いカード付保険証ケース、ジェネリック医薬品希望シールの配布。広報誌、パンフレット、啓発用ティッシュ等による周知。	
	県	●岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会の開催 ●いきいき健康ライフ講演会、パネル展、後発医薬品製造工場見学の実施 ●後発医薬品採用品目調査の実施 ●保険者機能強化基金を活用した、国保広域共同事業による被保険者向け啓発資材（ポケットティッシュ）作成、新聞折込広告の実施支援	
5 医療費通知の実施 ・被保険者の健康管理の心掛けへの支援、受診に要した医療費通知の実施	市町村	●取組状況：27/27市町村（100%） 【医療費通知以外の取組例】 ●国保事業・医療費の状況をまとめたチラシ作成・配布（町内各戸） ●かかりつけ医・薬剤師を持つことをすすめるパンフレット配布	

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和元年度の取組状況について

国保運営方針		取組の状況	
<p>6 保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定及び目標達成に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保データベース（KDB）システム等を活用した受診率・受療率、医療の動向等の定期的な把握 ・全市町村での計画策定に向けた支援 	市町村	●取組状況：27/27市町村（100%）	
	県	●各市町村データヘルス計画の目標達成に向けた保健事業実施の助言・指導	
	国保連	<p>●保健事業支援・評価委員会（3回） 保健事業計画策定・実施評価等について、外部有識者らによる国保ヘルスアップ事業申請市町村への助言等</p> <p>●データヘルス計画策定支援</p> <p>①アドバイザー事業（被支援市町村：備前市、瀬戸内市） 学識経験者等の助言の下、KDB等データを活用した計画策定等支援</p> <p>②研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・KDBデータを活用した課題分析と評価研修会 ・糖尿病性腎症重症化予防セミナー 	
<p>7 健康づくりに向けたインセンティブ事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自のヘルスケアポイント制度の実施など被保険者の自主的な健康づくりを促す取組の実施 	市町村	<p>●取組状況：21/27市町村（78%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の年齢以上の住民等を対象に市町村独自の健康ポイント事業の実施 ・特定健診・人間ドックの受診、特定保健指導の利用、健康づくりの取組、各種イベントへの参加などによりポイント付与 ・貯まったポイントに応じて商品券交換や記念品贈呈 	
	県	●個別に情報提供を実施	
	市町村の先進的な取組が横展開されるための情報提供		
<p>8 被用者保険等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と全国健康保険協会岡山支部との県民の健康づくりに取り組む協定を基に、特定健診・がん検診の受診促進や健康づくり対策事業などについて連携した取組の実施 	県	●おかやま健康づくりアワードにおいて、健康経営に取り組む企業の表彰を実施	
	県	<p>●保険者協議会と連携した特定健診受診率向上のための啓発 広域共同事業としてTV放送等の広報、岡山駅前で受診勧奨の啓発</p> <p>●特定保健指導実践者育成のための研修会 初任者、経験者向けの研修会の開催</p>	
	生活習慣病予防のための健康教育、保健指導などの保健事業を実施する岡山県保険者協議会と連携した取組の実施		
<p>9 県による財政支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県交付金を活用した、市町村の被保険者への特定健診、特定保健指導等の実施、医療費通知の実施、重複・頻回受診、重複服薬是正等の医療費適正化に向けた取組促進の支援 	県	<p>●保険給付費等交付金（特別交付金・県特別調整交付金分）を活用して、医療費適正化に向けた取組促進を支援（実施団体：23市町村）</p> <p>●健康づくりに向けたインセンティブ事業の取組促進を図るための支援メニューの実施</p>	

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和元年度の取組状況について

国保運営方針		取組の状況	
第3節 岡山県医療費適正化計画（第3期）との関係等 （1）岡山県医療費適正化計画との整合 ・岡山県医療費適正化計画（第3期・平成30～35年度）に定める取組との整合性を図りつつ、医療費適正化対策を推進	県	●医療給付専門指導員によるレセプト点検の指導強化（H30～増員） ●保健事業支援員によるKDBデータを活用した市町村の支援（岡山大学等と連携して、特定健診や医療費の分析を行い、市町村へ提供）	
	市町村	●取組状況：7/7市町村（100%） 【分析、検討等実施内容】 ●年齢・性別・疾病別にKDBで医療費分析を行い、結果を基に今後の保健事業の展開について国保連や保健所と対応を検討 ●健診担当課、介護担当課との医療費分析結果の情報共有	
	県	●保険者実地指導時にレセプト点検強化や医療費分析データの活用等について助言	
第7章 事務の広域的及び効率的な運営の推進	第1節 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組 1 事務の共同化 ・共同化に参加可能な市町村から、随時国保連が実施する次の共同事業の取組に参加 ・市町村の費用削減や事務負担軽減に資する取組の検討、市町村の意見や要望を聴取し、共同事業の取組を実施	国保連	●下記(2)の取組について、R元年度から新たに2市町村が参加 ●下記(4)(5)の取組について、国保連から直接投函を行うことにより郵便料金の割引を実現
	（1）被保険者証の一括作成 ・被保険者証の有効期限の統一、台紙作成から印刷、封入封緘までの一連の作業に係る共同事業の取組を実施	国保連	●委託市町村数：7市町村 ・10月更新分の被保険者証一括作成を実施。被保険者証のほか、被保険者データの差分リストを作成。 ・令和2年度に2市が被保険者証と高齢受給者証の一体化実施のため有効期限の変更に対応
	（2）高額療養費申請勧奨通知の作成 ・作成条件の統一化など共同事業の取組を実施	国保連	●委託市町村数：27市町村（送付までは8市町） 作成回数：毎月 ●高額療養費のお知らせ及び支給申請書の印刷、封入、封緘並びに引抜作業等を実施
	（3）資格過誤返戻 ・国保連が次期国保総合システムの機能を活用して資格確認を行い、市町村から被保険者の正しい資格情報を得た上で、保険医療機関等への返戻同意手続きを行う共同事業の取組を実施	国保連	●委託市町村：23市町村 処理回数：毎月 ・実績（H31.4～R1.11処理分）12/1現在 処理件数：6,530件、返戻件数：5,462件、返戻割合：83.6%
	（4）医療費通知の作成 ・作成条件の統一など共同事業の取組を実施	国保連	●委託市町村数：27市町村、作成回数：4回 ・作成ごとに通知書裏面を変更し、様々なお知らせを発信 ・通知書裏面を利用し保険者努力支援制度の評価に対応した内容を通知 ・国保連から被保険者あて直接送付を実施。郵便料金16%割引を実現。

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和元年度の取組状況について

国保運営方針		取組の状況	
	(5) 後発医薬品差額通知及び削減効果実績の作成 ・作成条件の統一など共同事業の取組を実施	国保連	<ul style="list-style-type: none"> ●委託市町村数：26市町村、作成回数：3回（岡山市へはデータ提供のみ） ・差額通知の実施のほか、市町村に対して、保険者努力支援制度に対応した資料やマニュアルを提供し、普及率向上に向けた支援を実施 ・国保連から被保険者あて直接送付を実施。郵便料金10%割引を実現。
	2 市町村事務処理標準システムの導入促進 ・市町村における標準システムの計画的な導入の支援	県	<ul style="list-style-type: none"> ●本システムのクラウド化に係る概算費用を精査 ●連携会議にて本システムのクラウド化に係る概要説明を実施
		国保連	<ul style="list-style-type: none"> ●標準システムの説明会（個別説明会も含む）及びデモを実施、導入に係る概算費用を提示 ●概算費用に係る説明会を行い、導入意向調査を実施 ●導入時期を把握し、クラウドベンダの調達に向け準備を開始 ●令和3年度導入の市町村に対しては導入スケジュールを作成中
	3 県による審査支払機関への診療報酬の直接支払 ・市町村を経由することなく保険給付費等交付金を直接支払う仕組みの導入	県	<ul style="list-style-type: none"> ●H30年度から保険給付費等交付金（普通交付金分）の直接支払を実施
	4 市町村が取り組むべき情報セキュリティ対策 ・個人情報を含む重要情報の適正管理のための十分な対策の実施	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●取組状況：26/27市町村（96%） ・個人情報を取り扱う基幹系ネットワークとインターネット接続する情報系ネットワークの分離 ・生体認証システムの導入 ・使用履歴が把握できるよう個人単位での業務権限付与
第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	第1節 保健医療サービス・福祉サービス等との連携 (1) 県の取組 ・県は、市町村における保健事業と地域包括ケアシステム構築を支援するため、次の取組を進める。 ① 国保連と連携して、健康・医療情報に係る情報基盤である国保データベース（KDB）システムを活用して、市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握し、必要な助言や支援を行う。	県	<ul style="list-style-type: none"> ●保健事業支援員によるデータ分析の実施（国保連、岡山大学との連携により、KDBデータを活用して、特定健診や医療費の分析を行い、市町村へ提供）
	② 市町村が医療・介護等関係機関や関係団体との連携を図る上での支援を行う。	県	<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体の合意形成と連携を進めるため岡山県在宅医療推進協議会を実施 ●県医師会が実施する医療介護連携体制整備事業への助成
	③ 全市町村において地域包括ケアシステムが構築されるよう、施策を定める。	県	<ul style="list-style-type: none"> ●第7期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（H30～R2）に定める次の施策の実施 ①在宅医療と介護の連携の推進、②中重度者を支える在宅サービスの充実、③認知症施策の推進等、④地域支援事業の推進、⑤介護予防の推進・生活支援の体制整備、⑥住まいの安定確保

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和元年度の取組状況について

国保運営方針		取組の状況	
<p>(2) 市町村の取組</p> <p>・市町村は、被保険者の健康づくりに取り組むとともに、住み慣れた地域で健康で暮らせる地域包括ケアシステムの構築のため、次の取組を進めることとする。</p>			
① <u>地域包括ケアシステム構築に向けた庁内関係課組織（医療・介護・保健・福祉・住まい等）への国保担当課の参画</u>	市町村	●取組状況：22/27市町村（81%）	
② <u>地域包括ケアシステム構築に向けた保険者・医療関係者・介護事業者関係者、地域・生活支援関係者等で組織する地域のネットワーク会議への国保担当課の参画</u>	市町村	●取組状況：15/27市町村（56%）	
③ <u>KDBシステムを活用した保健事業・介護予防・生活支援対象被保険者の抽出及び保健師等による訪問事業の実施</u>	市町村	●取組状況：21/27市町村（77%）	
④ <u>被保険者に対する保健活動・保健事業の実施状況に係る、地域の医療・介護・保健・福祉サービス関係者との情報共有</u>	市町村	●取組状況：22/27市町村（81%）	
⑤ <u>被保険者を含む高齢者の自立、健康づくりに向けた住民主体の地域活動への支援の実施（愛育委員・栄養委員による介護予防・疾病予防を目的とした地域活動への支援など）</u>	市町村	<p>●取組状況：23/27市町村（85%）</p> <p>【支援例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●愛育委員、栄養委員による健康づくり活動（見守り訪問、低栄養予防指導、生活習慣病予防教室、ロコモ体操教室など） ●介護予防サポーターによる一般介護予防の運動教室 ●ヘルスアップリーダーによる地域での筋力強化体操の実施 	
⑥ <u>地域医療の中核を担う国保直診施設の積極的活用（地域の医療・介護・保健・福祉の連携窓口とするなど）</u>	市町村	<p>●取組状況：10/16市町村（63%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保直診の医師による健康講話や体操等の健康教室 ・地域包括ケア会議等に直診施設の医師への参加 	
⑦ <u>後期高齢者医療制度と連携した保健事業の実施（健診データの提供や健診後における生活習慣病予防教室や健康教室の実施など）</u>	市町村	<p>●取組状況：18/27市町村（67%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同による健診実施や通いの場等での健康管理指導 ・特定健診結果に基づく慢性腎臓病予防のための個別通知や訪問指導を対象者が後期高齢者後も継続実施（5年間） ・介護保険データと後期高齢者医療データを突合し、疾病予防や介護予防の健康教育、訪問指導の実施 ・健診データの提供、精密検査該当者への精密検査依頼書の発行、生活習慣病予防講演会の実施 	

現年分の保険料(税)収納率目標の設定状況

<別紙>

	現行運営方針の対象期間			R3年度	R4年度	R5年度	備 考
	H30年度	R元年度	R2年度				
岡山市	91.2%						H29年2月に政令市収納率順位の中位を目標設定。全国上位30%水準は既に上回っているため、前年度分（H30年度末91.67%）を上回ることを目標。
倉敷市	前年度収納率を上回る		93.60%	93.90%	94.20%	94.50%	全国上位30%水準は既に上回っているため、前年分（H30年度末93.04%）を上回ることを目標とする。
津山市	93.93%	94.53%					R元年度は、津山市国民健康保険料収納対策プラン(H31.4.1策定)の目標収納率から、H30年度実績値を勘案して設定
玉野市	94.1%					94.1%	R8年度(2026年度)目標値も94.1%
笠岡市	94.60%	95.00%	95.40%	95.50%			笠岡市国民健康保険税収納対策緊急プラン（H30.3.30改定）にて設定
井原市	94.0%	94.0%		94.0%			井原市国民健康保険税収納対策実施計画（H31.4.1～R3.3.31）、井原市第7次総合計画（前期：H30年度～R4年度 目標値94.0%）
備前市	95.70%	96.10%					備前市行財政改革プラン実施計画（H27-H31）による。平成31年度収納対策基本方針（国民健康保険税）にて、毎年度設定。
総社市	95.00%	95.10%	95.20%				総社市国民健康保険税収納対策実施計画にて設定。R3年度、R4年度の目標をR3.4月に設定予定。
高梁市							【未設定】国保税のみの目標設定はしておらず、設定時期も未定。国保税を含む市税収納率としての目標設定あり(現年99.5%)。
新見市	97%	97%					新見市国民健康保険料収納対策緊急プランで毎年設定
和気町	96.0%	96.0%					H31.4～ 2ヶ年計画
早島町							【未設定】R2年度目標を今年度中に設定予定
里庄町	99.0%	98.5%	98.5%				前年度実績を踏まえて毎年度設定（R1見込は98.5%）

現年分の保険料(税)収納率目標の設定状況

<別紙>

	現行運営方針の対象期間			R3年度	R4年度	R5年度	備 考
	H30年度	R元年度	R2年度				
矢掛町	96.0%	98.0%	98.0%				H30年度末までで収納率96.0%
新庄村							【未設定】
勝央町							【未設定】96%を目安に収納に取り組んでいる。
奈義町							【未設定】
美作市	94.5% 以上	94.5%以上					R2年度末の収納率を94.5%以上の達成を目標
西粟倉村	99.11%						
久米南町			98%				
吉備中央町							【未設定】滞納世帯個々のケースに対して、個別具体の対応を行うことに注力しており、現時点で全体の収納率については未設定
瀬戸内市	96.00%	96.00%					R3年度以降の目標は、瀬戸内市国民健康保険税収納対策実施計画を収納推進課にて策定予定
赤磐市	95%以上						
真庭市	95.2%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	R元年5月改定の真庭市市税等滞納整理対策基本方針で、R元～R5年度の各年度の収納率目標数値を定める。また毎年度実績を検証し、必要に応じて見直しを行う。
鏡野町	97%以上						運営方針期間中に収納率を97%以上にする。
美咲町							【未設定】
浅口市	94.3%	94.8%	94.8%	94.9%			浅口市国民健康保険税収納率向上対策計画を作成。H30実績94.84%

岡山県国民健康保険運営方針について

県国保運営方針＝県内の統一的な運営方針として策定

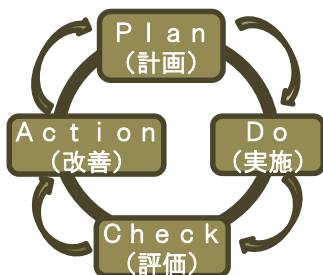
策定の趣旨等

第1章 基本的事項

- 持続可能な国保制度となるよう制度を安定化
- 県と市町村が一体となって国保事業を共通認識で実施
- 市町村が引き続き担う事務の共同化、効率化の推進



対象期間：3年間
(平成30～令和2年度)
3年ごとに見直し



構成

概要

第2章 国民健康保険の財政運営の考え方

- 被保険者数及び世帯数等の状況
- 医療費の動向及び将来の見通し
- 国保財政運営の現状
- 赤字解消・削減取組及び目標年次

第3章 納付金及び標準保険料(税)の算定方法

- 保険料(税)水準の統一**
- 納付金の算定方法(医療費水準の反映等)
- 激変緩和措置**
- 標準保険料(税)の算定方法

改定のポイント

第4章 保険料(税)徴収の適正な実施

- 収納率の推移
- 収納対策:
口座振替の勧奨又は原則化、コンビニ収納、コールセンター設置、納付相談、財産調査・差押、滞納整理機構等の活用等

○収納率目標の設定<20/27市町村>

○収納率目標達成に向けた取組:
収納率向上アドバイザー等による研修会開催、口座振替促進のパンフレット作製等

第5章 保険給付の適正な実施

- 県による保険給付の点検等:
全市町村での実地指導、岡山県給付点検調査事務処理方針の策定

○レセプト点検の充実強化:
国保連への点検委託、点検員の独自雇用、入院中の他医受診者等の独自リストの作成・点検、点検員研修会の開催等

○療養費の支給の適正化

○第三者行為求償事務の取組強化

第6章 医療費適正化の取組

- 医療費適正化に向けた取組:
発症予防・重症化予防・再発防止の推進、重複・頻回受診や重複投薬の是正に向けた取組、後発医薬品の使用促進に向けた取組、健康づくりに向けたインセンティブ事業の実施等

○医療費適正化計画との関係等

第7章 事務の広域的・効率的な運営の推進

- 保険者事務の共同実施:
被保険者証の一括作成、医療費通知の作成、薬品差額通知及び削減効果実績の作成等

○市町村事務処理標準システムの導入促進

○県による審査支払機関への診療報酬の直接支払

○情報セキュリティ対策

第8章 保健医療・福祉サービス等施策との連携

- 保健医療サービス及び福祉サービス等との連携に関する取組:
保健事業支援員の設置、地域包括ケアシステムの構築のための被保険者を含む高齢者の自立・健康づくりに向けた住民主体の地域活動への支援、国保直診施設の積極的活用等

○他計画との整合

第9章 国保運営における必要な措置

- 県国民健康保険運営方針等連携会議の設置
- 県国民健康保険団体連合会との連携

岡山県国民健康保険運営方針改定のポイントについて(案)

1 保険料(税)水準の統一

- ・ 国の方針及び他県の動向を踏まえながら、将来的な統一に対応できるよう、引き続き医療費の適正化等の取組を進めるとともに、課題の共有や解決策の検討を行う。

2 激変緩和措置

- ・ 制度改革による財政運営の仕組みの変更に伴い、保険料が急激に上昇する可能性のある市町村を対象に行う、県繰入金等を活用した激変緩和措置(経過措置)について、前期高齢者交付金の市町村単位精算が平成31年度算定で終了し、令和2年度算定において制度改革後の国保納付金のベースが明らかとなったことに鑑み、今後、同措置の終了に向けて計画的・段階的な対応を検討する。

3 医療費適正化の取組

- ・ 保険者努力支援制度の拡充を通じて、保険者の予防・健康づくりの推進が求められている状況を踏まえ、同制度における評価指標に合った現状分析(重症化予防、がん検診、歯科検診の追加記載)や医療費適正化に向けた取組の更なる強化を図る。

なお、改定作業に当たっては、国が令和元年度内に改定予定とする「国保運営方針策定要領」及び「納付金算定ガイドライン」の反映についても検討を行う。

運営方針改定に係る今後のスケジュール(案)

<p>令和元年度</p> <p>2月</p> <p>3月</p>	<p>第2回運営協議会 令和元年度の取組状況の報告 検証及び改定ポイントの審議</p> <p>【国】「国保運営方針策定要領」及び「納付金算定ガイドライン」の改定予定</p>
<p>令和2年度</p> <p>～6月</p> <p>7月</p> <p>8月</p> <p>11月</p> <p>12月</p> <p>2月</p>	<p>改定素案作成 ※連携会議・WGで随時協議・検討</p> <p>市町村意見聴取</p> <p>第1回運営協議会 改定案の諮問・審議</p> <p>第2回運営協議会 改定案の審議・答申</p> <p>改定運営方針 決定 ⇒ 公表</p> <p>第3回運営協議会 改定運営方針に基づく令和3年度納付金等算定結果の報告</p>
<p>令和3年度</p> <p>4月～</p>	<p>改定（次期）運営方針 対象期間</p>

5 令和2年度国保制度運営のスケジュール

国保制度運営に係る令和2年度のスケジュール(予定)

